

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年8月15日

【会社名】 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ  
(Nomura Europe Finance N.V.)

【代表者の役職氏名】 社長兼業務執行取締役  
(President & Managing Director)  
室 町 博 之  
(Hiroyuki Muromachi)

【本店の所在の場所】 オランダ王国 アムステルダム市1096HA  
アムステルプライン1 レンブラント・タワー19階  
(Rembrandt Tower 19th floor, Amstelplein 1, 1096HA Amsterdam,  
The Netherlands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 柴 田 弘 典

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 安 藤 紘 人  
弁護士 根 本 伸 毅  
弁護士 今 枝 泰 郎

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1107  
03-6775-1260  
03-6775-1456

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 有価証券信託受益証券

【届出の対象とした募集金額】 申込期間 (平成30年3月21日から平成31年4月19日まで)  
各本受益権 (以下に定義する。) ごとに、500億円を上限とする。  
\* なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年2月27日付で提出した有価証券届出書(訂正を含む。)の記載事項について、平成30年8月14日に当社が有価証券報告書を、また、同日に野村ホールディングス株式会社が四半期報告書を提出したことに伴い、関連する事項を訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第三部 追完情報

### 第四部 組込情報

### 第五部 提出会社の保証会社等の情報

#### 第2 保証会社以外の会社の情報

##### 2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

##### (1) 当該会社が提出した書類

## 3【訂正箇所】

(注) 訂正箇所は、主要な財務数値の箇所を除き、\_\_\_\_ 罫で示しております。

## 第三部【追完情報】

### <訂正前>

#### 1 事業等のリスク

発行会社が平成29年8月14日に関東財務局長に提出した有価証券報告書および平成29年12月21日に関東財務局長に提出した半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載の「事業等のリスク」については、当該有価証券報告書等の提出日以後、本訂正届出書提出日(平成30年6月26日)までの間における、変更および追加事項は以下のとおりである。

変更および追加事項については、\_\_\_\_ 罫で示している。

また、当該有価証券報告書等中には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本訂正届出書提出日(平成30年6月26日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

以下に述べるリスクが実際に生じた場合、当社のビジネスや財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に悪影響を及ぼす可能性がある。これらは、本書提出日現在で当社が判断したものであるが、現時点では確認できていない追加的リスクや現在は重要ではないと考えるリスクも当社に悪影響を与える可能性がある。

### <当社固有のリスク>

#### (1) オペレーショナル・リスク

当社では、オペレーショナル・リスクを内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから損失を被るリスクと定義している。この定義には、戦略リスク(経営陣の不適切な意思決定により損失を被るリスク)は含まれないが、オペレーショナル・リスクの顕在化の結果、法令や規制等の違反に至るリスク、および野村グループ各社の評判の悪化に係るリスクを含んでいる。

なお、当社は、野村グループのオペレーショナル・リスク管理の枠組に全面的に統合されている。

#### (2) 市場リスク

市場リスクは、市場のリスク・ファクター（金利、為替、有価証券等の価格）の変動により、保有する金融資産および金融負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスクである。

ただし、当社は貸付金およびメディアム・ターム・ノートのエクスポージャーを経済的にヘッジするためにデリバティブ取引を行っており、市場リスクは最小限に抑えられている。

### (3) 信用リスク

信用リスクとは、債務者またはカウンターパーティーが、債務不履行、破産、または法的手続等の結果として、予め合意した条件通りに契約上の義務を履行できないことにより損失を被るリスクをいい、オフ・バランス資産に係る損失を含む。当該リスクはまた、カウンターパーティーの信用評価調整により損失を被るリスクを含む。

当社の金融商品の取引相手は野村グループのみであるため、信用リスクは最小限に抑えられている。

### (4) 資金流動性リスク

市況の低迷等に伴う業績の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクである。当社は、野村グループの資金調達会社としての主要な役割を果たすことから、当社の活動は野村グループの流動性リスク管理のフレームワークの中に統合されている。

### (5) その他

収益環境の悪化または業務運営の効率性もしくは有効性の低下により、収益がコストをカバーできなくなるリスクであるビジネス・リスク、当局による規制の導入・改正・撤廃により新たな義務が課せられるまたは費用が発生する等のリーガル・リスクがある。

## <野村グループのリスク>

当社の金融商品の取引相手先は野村グループのみであるため、野村グループの経営成績および財政状態の悪化は、当社のビジネスや経営に悪影響を与える可能性がある。当社が本書提出日現在において、野村グループのリスクとして認識している事項は以下のとおりである。

### 野村グループのビジネスは日本経済および世界経済の情勢および金融市場の動向により重大な影響を受ける可能性がある

野村グループのビジネスや収益は、日本経済および世界経済の情勢ならびに金融市場の動向により影響を受ける可能性がある。また、各国の経済情勢や金融市場の動向は、経済的要因だけではなく、戦争、テロ行為、経済・政治制裁、世界的流行病、地政学的リスクの見通しまたは実際に発生した地政学的イベント、あるいは自然災害などによっても影響を受ける可能性がある。仮に、このような事象が生じた場合、金融市場や経済の低迷が長期化し、野村グループのビジネスに影響が及ぶとともに、大きな損失が発生する可能性がある。さらに、日本が直面する人口高齢化や人口減少の長期的傾向等の人口統計の不利な傾向は、野村グループの事業分野、特にリテールビジネスの分野において、需要を継続的に圧迫する可能性がある。また、金融市場や経済の低迷が長期化しない場合でも、市場のボラティリティの変化など、環境の変化が野村グループのビジネス、財政状態または経営成績に影響を与える可能性がある。

なお、野村グループのビジネス・業務運営に影響を与える金融市場や経済情勢に関するリスクには以下のものが含まれる。

### 野村グループがビジネスを行う国・地域における政府・金融当局による政策の変更が、野村グループのビジネス、財政状態または経営成績に影響を与える可能性がある

野村グループは、国内外の拠点網を通じて、グローバルにビジネスを展開している。したがって、野村グループがビジネスを行う国・地域において、政府・金融当局が財政および金融その他の政策を変更した場合、野村グループのビジネス、財政状態または経営成績に影響を与える可能性がある。例えば、英国が欧州連合から離脱した場合、野村グループはロンドンに欧州地域の中核拠点を置いてい

るため、ビジネス運営に影響が及ぶ可能性に加え、業務体制の見直し等により追加的な費用が発生する可能性がある。また、日本を含む多くの主要各国の中央銀行は、金融緩和政策（マイナス金利政策の導入等）を近年実施してきた一方で、米国は量的緩和の解除および利上げの方向性を示しており、今後の各国の金融政策が変更され、それにとまなう金利や利回りの変動等が進んだ場合、顧客向け運用商品の提供やトレーディング活動または投資活動等に影響を及ぼす可能性がある。

#### **野村グループの仲介手数料やアセット・マネジメント業務からの収入が減少する可能性がある**

金融市場や経済情勢が低迷すると、野村グループが顧客のために仲介する証券取引の取扱高が減少するため、仲介業務にかかる収入が減少する可能性がある。また、アセット・マネジメント業務については、多くの場合、野村グループは顧客のポートフォリオを管理することで手数料を得ており、その手数料額はポートフォリオの価値に基づいている。したがって、市場の低迷によって、顧客のポートフォリオの価値が下がり、解約等の増加や新規投資の減少が生じることによって、野村グループがアセット・マネジメント業務から得ている収入も減少する可能性がある。また、顧客の資産運用の趣向が変化し、預金などの安定運用や、相対的に低手数料率であるパッシブファンドなどへシフトすることで、これらの収入は減少する可能性がある。

#### **野村グループの投資銀行業務からの収入が減少する可能性がある**

金融市場や経済情勢の変動によって、野村グループの行う引受業務や財務アドバイザリー業務などの投資銀行業務における案件の数や規模が変化する可能性がある。これらの業務の手数料をはじめとして、投資銀行業務からの収入は、野村グループが取り扱う案件の数や規模により直接影響を受けるため、野村グループの投資銀行業務および当該業務における顧客等に好ましくない形で経済または市場が変動した場合には、これらの収入が減少する可能性がある。

#### **野村グループの電子取引業務からの収入が減少する可能性がある**

電子取引システムは、野村グループのビジネスにとって、少ないリソースで効率的に迅速な取引を執行するために必要不可欠なシステムである。これらのシステムを利用することにより、取引所またはその他の電子取引市場を介して効率的な執行プラットフォームおよびオンライン・コンテンツやツールを顧客に提供することが可能となる。取引手数料やスプレッド等を含むこれらの電子取引業務からの収入は、野村グループが取り扱う案件の数や規模により直接影響を受けるため、金融市場や経済情勢が変動した結果、顧客の取引頻度の低下または取引額の低下が生じた場合にはこれらの収入が減少する可能性がある。また、さまざまなキャピタルマーケット商品における電子取引の利用が増加しており、野村グループの電子取引業務の競争が激化することで、取引手数料やスプレッドに対する低下圧力が高まっている。電子取引により取引量は今後増加する可能性があるが、取引手数料の低下を補填するほど十分でない場合は、野村グループの収入が減少する可能性がある。野村グループは今後も効率的な取引プラットフォームの提供に関する技術開発投資を続けていく予定であるが、電子取引の手数料の値下げ圧力が高まった場合には、当該投資から生み出される収益を最大限に確保できない可能性がある。

#### **トレーディングや投資活動から大きな損失を被る可能性がある**

野村グループは自己売買および顧客取引のために、債券市場や株式市場等で大きなトレーディング・ポジションと投資ポジションを保有している。野村グループのポジションはさまざまな種類の資産によって構成されており、その中には株式、金利、通貨、クレジットなどのデリバティブ取引、さらに貸付債権、リバース・レポおよび不動産も含まれる。これらの資産が取引される市場の変動は、当該資産の価値に影響を与える場合がある。野村グループが資産を保有している場合（すなわちロング・ポジション）、これらの資産の価格が下落すると、野村グループが損失を被る可能性がある。また、野村グループが資産を保有せずに売却した場合（すなわちショート・ポジション）、それらの資産の価格が上昇すると、潜在的には重大な損失に晒される可能性がある。そのため、野村グループは

さまざまなヘッジ手法を用いてポジションリスクの軽減に努めているが、それでも資産の価格変動により、また、金融市場や経済情勢が急激に変化するような場合には、金融システム全体に過度のストレスがかかり、市場が野村グループの予測していない動きをすることにより、野村グループは損失を被る可能性がある。

野村グループのビジネスは市場のボラティリティ水準の変化の影響を既に受けているが、または、将来、受ける可能性がある。野村グループのトレーディングビジネスの一部であるトレーディングや裁定取引の機会は市場のボラティリティの変化により作り出される。したがって、ボラティリティが低下した場合、取引機会が減少し、これらのビジネスの結果に影響を与える可能性がある。一方、ボラティリティが上昇した場合は、トレーディング量やスプレッドを増加させることがあるが、これによりバリュエーション・アット・リスク (VaR) で計測されるリスク量が上昇し、野村グループはマーケットメイキングや自己勘定投資にともなう高いリスクに晒され、またはVaRの増加を避けるためにこれらのビジネスのポジションまたは取引量を減らすことがある。

さらに野村グループは、資本市場における取引を円滑に進めるために、引受業務やトレーディング業務にともない比較的大きなポジションを保有することがある。また、野村グループが投資商品の開発を目的としてパイロット・ファンドを設定してポジションを保有し、投資商品の設定・維持を目的としてシード・マネーに出資を行うことがある。野村グループは市場価格の変動によりこれらのポジションから大きな損失を被る可能性がある。

加えて、野村グループが担保を提供する取引においては、担保資産の価値の大幅な下落や、野村グループの格付の低下をはじめとした信用力の低下が発生した場合は、追加担保を必要とするなど取引コストの上昇および収益性の低下を招く可能性がある。一方、担保の提供を受ける取引においては、資産価値の下落が顧客取引の減少につながり、それにとまなう収益性の低下を招く可能性がある。2018年3月31日現在、1ノッチないし2ノッチの格下げがあり、それ以外の変化はなかったと想定した場合、野村ホールディングスが、デリバティブ契約に関連して、追加担保提供を求められる見積もり合計額は、それぞれ約48億円と約306億円である。

## **証券やその他の資産に大口かつ集中的なポジションを保有することによって、野村グループは大きな損失を被る可能性がある**

マーケット・メイク、ブロックトレード、引受業務、証券化商品の組成、第三者割当による新株予約権付社債等の買い取り業務、または、顧客ニーズに対応した各種ソリューション・ビジネス等においては、特定の資産を大口かつ集中的に保有することがあり、大きな損失を被る可能性がある。野村グループは多額の資金をこれらのビジネスに投じており、その結果、しばしば特定の発行者または特定の業界、国もしくは地域の発行者が発行する証券または資産に大口のポジションを保有することがある。野村グループは、一般に、商業銀行、ブローカー・ディーラー、清算機関、取引所および投資会社といった金融サービス業に携わる発行者に対するエクスポージャーが大きくなる傾向がある。また、顧客や取引先とのビジネスにより、特定の国や地域の発行者が発行する証券を保有する場合がある。加えて、住宅および商業用不動産ローン担保証券などの資産担保証券についても、市場価格が変動すると、野村グループは大きな損失を被る可能性がある。

## **市場低迷の長期化や市場参加者の減少が流動性を低下させ、大きな損失が生じる可能性がある**

市場低迷が長期化すると、野村グループの業務に関連する市場において取引量が減少し、流動性が低下する。また、規制強化を背景とする金融機関の市場関連業務の縮小も市場の流動性に影響を与える。この結果、市場において、野村グループは、自己の保有する資産を売却またはヘッジすることが困難になるほか、当該資産の市場価格が形成されず、自己の保有する資産の時価を認識できない可能性がある。特に店頭デリバティブ等においてはポジションのすべてを適切に解消し、またはヘッジすることができない場合に大きな損失を被る可能性がある。さらに、市場の流動性が低下し、自己の保有するポジションの市場価格が形成されない場合、予期しない損失を生じることがある。

## **ヘッジ戦略により損失を回避できない場合がある**

野村グループはさまざまな方法や戦略を用い、多様な種類のリスクに対するエクスポージャーをヘッジしている。ヘッジ戦略が効果的に機能しない場合、野村グループは損失を被る可能性がある。野村グループのヘッジ戦略の多くは過去の取引パターンや相関性に根拠を置いている。例えば、ある資産を保有する場合は、それまでその資産の価値の変化を相殺する方向に価格が動いていた資産を保有することでヘッジを行っている。しかし野村グループは、さまざまな市場環境においてあらゆる種類のリスクに晒されており、過去の金融危機の際に見られたように、過去の取引パターンや相関性が維持されず、これらのヘッジ戦略が必ずしも十分に効果を発揮しない可能性がある。

## **野村グループのリスク管理方針や手続きが市場リスクの管理において十分に効果を発揮しない場合がある**

リスクの特定、モニターおよび管理を行うための野村グループの方針や手続きが十分な効果を発揮しない場合がある。例えば、野村グループのリスク管理方法の一部は過去の金融市場におけるデータの動きに基づいて設計、構築されているが、将来の金融市場における個々のデータの振る舞いは、過去に観察されたものと同じであるとは限らない。その結果、将来のリスク・エクスポージャーが想定を超えて、大きな損失を被る可能性がある。また、野村グループが使用しているリスク管理方法は、市場、顧客等に関する公表情報または野村グループが入手可能な情報の評価をよりどころとしている。これらの情報が正確、完全、最新なものではなく、あるいは正しく評価されていない場合には、野村グループは、リスクを適切に評価できず、大きな損失を被る可能性がある。加えて、市場の変動などにより野村グループの評価モデルが市場と整合しなくなり、適正な評価やリスク管理が行えなくなる可能性がある。

## **市場リスクによって、その他のリスクが増加する可能性がある**

前述の野村グループのビジネスに影響を与えうる可能性に加え、市場リスクがその他のリスクを増幅させる可能性がある。例えば、金融工学や金融イノベーションを用いて開発された金融商品に内在する諸リスクは市場リスクによって増幅されることがある。

また、野村グループが市場リスクによりトレーディングで大きな損失を被った場合、野村グループの流動性ニーズが急激に高まる可能性があり、一方で、野村グループの信用リスクが市場で警戒され、資金の調達が困難になる可能性がある。

さらに、市場環境が悪化している場合に、野村グループの顧客や取引相手が大きな損失を被り、その財政状態が悪化した場合には、これらの顧客や取引相手に対する信用リスクのエクスポージャーが増加する可能性がある。

#### **連結財務諸表に計上されているのれんおよび有形・無形資産にかかる減損が認識される可能性がある**

野村グループは、事業の拡大等のため、企業の株式などを取得し、または企業グループの一部の事業を承継しており、野村グループが適切と判断した場合にはこれらを継続して行う見込みである。このような取得や承継は、米国会計原則に基づき、野村グループの連結財務諸表において、企業結合として認識され、取得価額は資産と負債に配分され、差額はのれんとしている。また、その他にも有形・無形資産を所有している。

これらの企業結合などにより認識されたのれんおよび有形・無形資産に対して減損損失やその後の取引にともなう損益が認識される可能性がある。その場合、野村グループの経営成績および財政状態に影響を与える可能性がある。

#### **資金流動性リスクの顕在化によって野村グループの資金調達能力が損なわれ、野村グループの財政状態が悪化する可能性がある**

資金流動性、すなわち必要な資金の確保は、野村グループのビジネスにとって極めて重要である。野村グループでは、資金流動性リスクを野村グループの信用力の低下または市場環境の悪化により必要な資金の確保が困難になる、または通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクと定義している。即時に利用できるキャッシュ・ポジションを確保しておくことに加え、野村グループは、レポ取引や有価証券貸借取引、長期借入金の利用や長期社債の発行、コマーシャル・ペーパーのような短期資金調達先の分散、流動性の高いポートフォリオの構築などの方法によって十分な資金流動性の確保に努めている。しかし、野村グループは一定の環境の下で資金流動性の低下に晒されるリスクを負っている。

その内容は以下のとおりである。

#### **野村グループが無担保あるいは有担保での資金調達ができなくなる場合がある**

野村グループは、借り換えも含めた日常の資金調達において、短期金融市場や債券発行市場での債券発行、銀行からの借入といった無担保資金調達を継続的に行っている。また、トレーディング業務のための資金調達活動として、レポ取引や有価証券貸借取引といった有担保資金調達を行っている。これらの資金調達ができない場合、あるいは通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる場合、野村グループの資金流動性は大きく損なわれる可能性がある。例えば、野村グループの短期または中長期の財政状態に対する評価を理由に、資金の出し手が資金提供を拒絶する可能性があるのは、次のような場合である。

- ・多額のトレーディング損失
- ・市場の低迷にともなう野村グループの営業活動水準の低下
- ・規制当局による行政処分
- ・信用格付けの低下

上記に加え、資金の出し手側の貸付余力の低下、金融市場やクレジット市場における混乱、投資銀行業や証券ブローカレッジ業、その他広く金融サービス業全般に対する否定的な見通し、日本の国家財政の健全性に対する市場の否定的な見方など、野村グループに固有でない要因によって、野村グループの資金調達が困難になることもある。

#### **野村グループが資産を売却できなくなる可能性がある**

野村グループが資金を調達できない、もしくは資金流動性残高が大幅に減少するなどの場合、野村グループは期限が到来する債務を履行するために資産を売却するなどの手段を講じなければならない。市場環境が不安定で不透明な場合には、市場全体の流動性が低下している可能性がある。このような場合、野村グループは資産を売却することができなくなる可能性や資産を低い価格で売却しなければならない可能性がある、結果的に野村グループの経営成績や財政状態に影響を与える場合がある。また、他の市場参加者が同種の資産を同時期に市場で売却しようとしている場合には、野村グループの資産売却に影響を及ぼすことがある。

#### **信用格付の低下により、野村グループの資金調達能力が損なわれる可能性がある**

野村グループの資金調達は、信用格付に大きく左右される。格付機関は野村グループの格付けの引下げや取消しを行い、または格下げの可能性ありとして「クレジット・ウォッチ」に掲載することがある。将来格下げがあった場合、野村グループの資金調達コストが上昇する可能性や、資金調達自体が制約される可能性がある。その結果、野村グループの経営成績や財政状態に影響を与える可能性がある。

さらに、日本の国家財政の健全性に対する市場の否定的な見方といった、野村グループに固有でない要因によっても、野村グループの資金調達が困難になることもある。

#### **市場リスクや資金流動性リスクだけではなく、イベント・リスクも野村グループのトレーディング資産や投資資産に損失を生じさせる可能性がある**

イベント・リスクとは、事前に予測不能な出来事（例えば、自然災害、人災、流行病、テロ行為、武力紛争、政情不安、その他野村グループのビジネスや取引相手等に影響を与える出来事）によりマーケットに急激な変動がもたらされた場合に発生する潜在的な損失をいう。これらには、2011年3月の東日本大震災や、2011年に顕在化した米国や欧州諸国における財政問題、2015年11月のパリ同時多発テロ、2017年の北朝鮮による核実験実施等にともなう朝鮮半島情勢の緊張の高まりなどの社会的に重大な事象のほか、より個別具体的に野村グループのトレーディング資産や投資資産に損失を生じさせるおそれのある、次のような出来事が含まれる。

- ・主要格付機関による、野村グループのトレーディング資産や投資資産に関する信用格付の突然かつ大幅な格下げ



- ・野村グループのトレーディング戦略を陳腐化させ、競争力を低下させ、または実行不能にするような、トレーディング、税務、会計、金融規制、法律その他関連規則の突然の変更
- ・野村グループが関与する取引が予測不能な事由により遂行されないために野村グループが受取るべき対価を受取れないこと、または野村グループがトレーディングもしくは投資資産として保有する有価証券の発行会社の倒産や詐欺的行為もしくはこれらに対する行政処分等

### **野村グループに債務を負担する第三者がその債務を履行しない結果、損失を被る可能性がある**

野村グループの取引先は、ローンやローン・コミットメントに加え、その他偶発債務、デリバティブなどの取引や契約により、野村グループに対して債務を負担することがある。これら取引先が法的整理手続きの申請、信用力の低下、流動性の欠如、人為的な事務手続き上の過誤、政治的・経済的事象による制約など、さまざまな理由で債務不履行に陥った場合、野村グループは大きな損失を被る可能性がある。

信用リスクは、次のような場合からも生じる。

- ・第三者が発行する証券の保有
- ・証券、先物、通貨またはデリバティブの取引において、クレジット・デフォルト・スワップの取引相手であるモノライン(金融保証会社)など野村グループの取引相手に債務不履行が生じた場合や、決済機関、取引所、清算機関その他金融インフラストラクチャーのシステム障害により所定の期日に決済ができない場合

第三者の信用リスクに関連した問題には次のものが含まれる。

### **大手金融機関の破綻が金融市場全般に影響を与え、野村グループに影響を及ぼす可能性がある**

多くの金融機関の経営健全性は、与信、トレーディング、清算・決済など、金融機関間の取引を通じて密接に関連している。その結果、ある特定の金融機関に関する信用懸念や債務不履行が、他の金融機関の重大な流動性問題や損失、債務不履行を引き起こし、決済・清算機関、銀行、証券会社、取引所といった、野村グループが日々取引を行っている金融仲介機関にも影響を及ぼす可能性がある。また将来発生しうる債務不履行や債務不履行懸念の高まり、その他類似の事象が、金融市場や野村グループに影響を及ぼす可能性がある。国内外を問わず、主要な金融機関が流動性の問題や支払能力の危機に直面した場合、野村グループの資金調達にも影響を及ぼす可能性がある。

### **野村グループの信用リスクに関する情報の正確性や信用リスクの軽減のために受け入れている担保が十分であるという保証はない**

野村グループは信用に懸念のある顧客や取引相手、特定の国や地域に対するクレジットエクスポージャーを定期的に見直している。しかし、債務不履行が発生するリスクは、粉飾決算や詐欺行為のように発見が難しい事象や状況から生じる場合がある。また、野村グループが取引相手のリスクに関し、すべての情報を手に入れることができない可能性がある。さらに、野村グループが担保提供を条件として与信をしている場合に、当該担保の市場価格が急激に下落すると、担保価値が減少し、担保不足に陥る可能性がある。

### **野村グループの顧客や取引相手が政治的・経済的理由から野村グループに対する債務を履行できない可能性がある**

カントリー・リスクや地域特有のリスク、政治的リスクは、市場リスクのみならず、信用リスクに影響を与える可能性がある。現地市場における混乱や通貨危機のように、ある国または地域における政治的・経済的問題はその国や地域の顧客・取引相手の信用力や外貨調達力に影響を与え、結果として野村グループに対する債務の履行に影響を与える可能性がある。

### **金融業界は激しい競争に晒されている**

野村グループのビジネスは激しい競争に晒されており、この状況は今後も続くことが予想される。野村グループは、取引執行能力や商品・サービス、イノベーション、評判(レピュテーション)、価格など多くの要因において競争しており、特に、仲介業務、引受業務などで激しい価格競争に直面している。

### **商業銀行、大手銀行の系列証券会社や外資系証券会社との競争が激化している**

1990年代後半から、日本の金融業界では規制緩和が進んだ。2004年12月1日から施行されている証券取引法の改正(2007年9月30日より金融商品取引法に改称)により、銀行およびその他の金融機関がブローカレッジ業務に参入可能となった。また、2009年6月1日から施行されている金融商品取引法の改正により、商業銀行と証券会社間のファイアウォール規制が緩和され、競合他社は関係のある商業銀行とより密接に協業することができるようになった。競争力を増した日本の大手商業銀行の系列証券会社や外資系証券会社は、セールス・トレーディング、投資銀行業務、リテールビジネスの分野において、野村グループのシェアに影響を及ぼしている。

### **金融グループの統合・再編、各種業務提携や連携の進展により競争が激化している**

金融業界において、金融機関同士の統合・再編が進んでいる。特に、大手の商業銀行、その他幅広い業容を持つ大手金融グループは、その傘下における証券業の設置および獲得ならびに他金融機関との連携に取り組んでいる。近年ではこれら大手金融グループが、総合的な金融サービスをワンストップで顧客に提供すべく、グループ内での事業連携を一層強化している。具体的には、ローン、預金、保険、証券ブローカレッジ業務、資産運用業務、投資銀行業務など、グループ内での幅広い種類の商品・サービスの提供を進めており、この結果として金融グループの競争力が野村グループに対し相対的に高まる可能性がある。また、金融グループは、市場シェアを獲得するために、商業銀行業務その他金融サービスの収入により投資銀行業務や証券ブローカレッジ業務を補う可能性がある。また、グループの垣根を越えた商業銀行と証券業との提携や、昨今では新興企業を含む事業会社との提携等、業態・業界を超えた連携へと広がる傾向も見られ、これらの大手金融グループの事業拡大や提携等による収益力の向上などにより、野村グループの市場シェアが低下する可能性がある。

### **海外の競合他社との競争や経営資源配分の適正化の不結実により、野村グループのグローバルな経営戦略が功を奏しない可能性がある**

海外には多くのビジネスの機会およびそれにとまなう競争が存在する。野村グループは、これらのビジネス機会を有効に活用するため、米国、欧州、アジアなどの重要な海外市場において競合金融機関と競争している。このような競争に向けて、野村グループは海外ビジネスの強化のため、2008年にリーマン・ブラザーズの欧州、中東の一部の事業およびアジアの事業を承継し、またそれらの地域および米国において業務の再構築と拡大を行うために多大な経営資源を投資してきた。一方で、欧州金融機関による市場関連業務からの撤退や各国中央銀行による金融緩和政策等を背景に、市場構造が大きく変化しており、市場全体の流動性も低下している。野村グループは、このような厳しい環境に対応するため、経営資源配分の適正化および効率性を追求し、収益性の向上に努めている。このような取組みについて十分な効果が得られなかった場合は、野村グループのビジネス、財政状態、経営成績に影響を与える可能性がある。

### **野村グループのビジネスは、さまざまなオペレーショナル・リスクに晒されている**

野村グループは、オペレーショナル・リスクを、内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから損失を被るリスクと定義している。この定義には、戦略リスク（経営陣の不適切な意思決定により損失を被るリスク）は含まれないが、法令や規制等の違反にかかるリスク、オペレーショナル・リスクの顕在化に起因する野村グループ各社のレピュテーションの悪化にかかるリスクを含む。オペレーショナル・リスクはすべての商品、業務、プロセスおよびシステムに付随するリスクであり、顕在化した場合には直接的財務影響、事業の制約・中断にともなう収益機会の喪失などの間接的財務影響、行政当局による処分、顧客の喪失、レピュテーションの悪化、役職員の安全および健康への被害などをもたらす可能性がある。

野村グループは、このように対象範囲の広いオペレーショナル・リスクを網羅的に把握、管理していくための体制を整えているが、例えば次のような事象等については、オペレーショナル・リスクの顕在化を回避できない可能性がある。

内部不正	自らの行為が法令諸規則や社内ルールに対する違反であることを知りながらそれを行うこと、または法令諸規則や社内ルール上義務づけられていることを知りながらそれを行わないこと
不適切な商品や取引の勧誘	顧客の知識、経験、財産の状況、投資目的やリスク管理判断能力等に照らして不適切な商品や取引の勧誘
法令諸規則等の違反	社内ルールならびに金融サービス関連およびその他野村ホールディングスに適用される法令諸規則等への違反
情報の不適切な管理	顧客情報を含む野村ホールディングスの情報資産の毀損や漏洩に繋がり得る行為、または情報資産の毀損や漏洩を防ぐための体制が不十分であること
サイバー攻撃	情報通信ネットワークや情報システム等の悪用により、サイバー空間を経由して行われる不正侵入、情報の窃取、改ざんや破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラムの実行等
野村ホールディングスのシステムにおける重大な障害	野村ホールディングスが管理するシステムの停止や誤作動等のうち重大なもの
災害等に対する不十分な業務継続体制	大規模な自然災害、テロ・感染症等に対して、事前の準備が十分に行われていないことにより、当該事象発生時に業務が想定通りに継続できないこと

## **役職員または第三者による不正行為や詐欺により、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある**

野村グループは、役職員または第三者による不正行為というリスクに晒されている。野村グループの役職員が、上限額を超えた取引、限度を超えたリスクの負担、権限外の取引や損失の生じた取引の隠蔽等の不正行為を行うことにより、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある。また、不正行為には、インサイダー取引、情報伝達行為や取引推奨行為等の役職員または第三者による非公開情報の不適切な使用・漏洩その他の犯罪も含まれ、その結果、野村グループが行政処分を受け、もしくは法的責任を負う可能性、または野村グループのレピュテーションや財政状態に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

野村グループは、不正行為を防止または発見するための対策を講じているが、これらの対策により役職員による不正行為を常に防止または発見できるとは限らず、また、不正行為の防止・発見のために取っている予防措置がすべての場合に効果を発揮するとは限らない。そのような不正行為の結果として野村グループに対する行政上の処分または司法上の決定・判決等が行われれば、野村グループは一定期間、ビジネスの機会を喪失する可能性があり、また、顧客、特に公的機関が野村グループとの取引を行わない決定をした場合は、たとえ処分等が解除された後であっても、ビジネスの機会を喪失する可能性がある。

また、野村グループは、第三者が行う詐欺的行為に直接または間接に巻き込まれる可能性がある。野村グループは、投資、融資、保証、その他あらゆる種類のコミットメントを含め、幅広いビジネス分野で多くの第三者と日々取引を行っているため、こうした第三者による詐欺や不正行為を防止し、発見することが困難な場合がある。

これらによる損失が多額になる可能性があり、また野村グループに対する信頼が損なわれるおそれもある。

## **利益相反を特定し適切に対処することができないことにより、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある**

野村グループは、多様な商品およびサービスを個人、企業、他の金融機関および政府機関を含む幅広い顧客に対して提供するグローバルな金融機関である。それにともない、野村グループの日々の業務において利益相反が発生するおそれがある。利益相反は、特定の顧客へのサービスの提供が野村グループの利益と競合・対立する、または競合・対立するとみなされることにより発生する。また、適切な非公開情報の遮断措置または共有がされていない場合、特定の顧客との取引とグループ各社の取引または他の顧客との取引が競合・対立する、または競合・対立するとみなされることにより利益相反が発生するおそれがある。野村グループは利益相反を特定し対処するための利益相反管理体制を整備しているが、利益相反を特定、開示し、適切に対処することができなかつた場合、またはできていないとみなされた場合には、野村グループのレピュテーションが悪化し、現在または将来の顧客を失う可能性がある。また、利益相反の発生により行政処分、または訴訟の提起を受ける可能性がある。

## **野村グループのビジネスは、重大なリーガル・リスク、レギュラトリー・リスクおよびレピュテーション・リスクに影響される可能性がある**

野村グループが重大な法的責任を負うことまたは野村グループに対する行政処分がなされることにより、重大な財務上の影響を受け、または野村グループのレピュテーションが低下し、その結果、ビジネスの見通し、財務状況や経営成績に悪影響を与える可能性がある。また、野村グループや野村グループが業務を行う市場に適用される規制に重大な変更がなされた場合、これが野村グループのビジネスに悪影響を与える可能性がある。

## **野村グループはさまざまな法的責任を負う可能性がある**

野村グループは、ビジネスにおいてさまざまなリーガル・リスクに晒されている。これらのリスクには、金融商品取引法およびその他の法令における有価証券の引受けおよび勧誘に関する責任、有価証券その他金融商品の売買から生じる責任、複雑な取引条件に関する紛争、野村グループとの取引にかかる契約の有効性をめぐる紛争、業務提携先との間の紛争ならびにその他の業務に関する法的賠償請求等が含まれる。

市場の低迷の長期化または市場に重大な影響を与えるイベントの発生により、野村グループに対する賠償請求等が増加することが予想され、また、重大な訴訟を提起される可能性がある。これらの訴訟費用は高額にのぼる可能性もあり、訴訟を提起されることにより野村グループのレピュテーションが悪化する可能性もある。さらに、適法な取引であったとしても、その取引手法によっては社会的非難の対象となってしまう場合もある。これらのリスクの査定や数量化は困難であり、リスクの存在およびその規模が認識されない状況が相当期間続く可能性もある。野村グループに対する主な訴訟その他の法的手続きについては、野村ホールディングス株式会社 有価証券報告書 (第114期) の「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 19 コミットメント、偶発事象および債務保証」を参照のこと。

以下、野村ホールディングス株式会社 (本枠内の文章中において「当社」といいます。) 有価証券報告書 (第114期) の「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 19 コミットメント、偶発事象および債務保証」の全文を投資家の便宜のため掲載します。なお、本枠内の文章中において「野村」とは野村グループを意味します。

コミットメント、偶発事象および債務保証：

コミットメント

信用および投資関連コミットメント

野村は、銀行もしくは金融業務の一環として、貸出コミットメントを行っており、この契約義務には一般に固定満期日が設定されております。投資銀行業務に関連して、野村は顧客により発行されうる債券を引き受けることを保証する契約を結んでおります。この契約のもとでのコミットメント残高は貸出コミットメントに含まれております。

また野村は、パートナーシップ等に投資するコミットメントを行っております。また当該投資に関連しパートナーシップ等に資金提供するコミットメントを行っております。この契約のもとでのコミットメント残高は投資コミットメントに含まれております。

2017年3月31日および2018年3月31日において、上記の各コミットメントの残高は、それぞれ以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	2017年3月31日	2018年3月31日
貸出コミットメント	1,010,257	965,942
投資コミットメント	15,194	13,273

2018年3月31日現在の上記コミットメントの満期年限別の情報は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	契約金額	満期年限			
		1年以内	1～3年	3～5年	5年超
貸出コミットメント	965,942	356,439	116,478	158,314	334,711
投資コミットメント	13,273	235	77	294	12,667

貸出コミットメントにかかる契約金額は、契約がすべて実行され、取引相手先が債務不履行の状態となり、既存担保が無価値になったと仮定した場合に想定される、野村の信用関連損失の最大値を表しております。締結された契約が実行されることなく契約義務が満期を迎える場合もあるため、当該信用関連コミットメントの契約金額は必ずしも将来の現金所要額を表わしているわけではありません。契約義務にかかる信用リスクは、顧客の信用力および受入担保の価値によって異なるものになります。野村は、各顧客の信用力を個別に評価しております。信用供与に際して必要と考えられる場合に野村が取引相手から受け入れる担保の金額は、取引相手の信用力評価に基づいております。

#### その他のコミットメント

建物設備等の工事、広告宣伝、コンピュータ・IT関連の維持管理などに関する契約を含む物品およびサービスを購入する義務は、2017年3月31日現在27,313百万円、2018年3月31日現在44,192百万円となっております。

2018年3月31日現在の上記購入義務の支払年限別の情報は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	合計	支払年限					
		1年以内	1～2年	2～3年	3～4年	4～5年	5年超
購入義務	44,192	26,386	7,006	5,567	4,158	759	316

野村は担保付契約および担保付調達に関連する金額を含む売戻契約および買戻契約を結ぶ義務を負っております。これらのコミットメントは2017年3月31日現在、売戻契約に対して1,830十億円および買戻契約に対して968十億円、2018年3月31日現在、売戻契約に対して2,538十億円および買戻契約に対して889十億円となっております。

日本では、参加者が金融機関との間で債券・株式の貸借取引を無担保で行う市場があります。この取引に基づき、野村は無担保で借入れた債券・株式を返済する義務を2017年3月31日現在477十億円、2018年3月31日現在419十億円負っております。

証券決済機関および取引所の会員として、野村は当該決済機関および取引所に対して債務不履行となった他の会員の財務上の義務の一部を支払うことを要求される可能性があります。これらの保証は一般的に会員契約の下で求められます。これらのリスクを軽減するために取引所および決済機関はしばしば会員に担保を差し入れることを求めます。このような保証の下で野村が支払いを行う可能性は低いと考えられます。

#### 偶発事象

##### 訴訟およびその他の法的手続き

野村は、グローバルな金融機関として通常の業務を行う過程で訴訟およびその他の法的手続きに関係せざるを得ません。その結果として、野村は罰金、違約金、賠償金または和解金および訴訟費用または弁護士費用等の負担を強いられることがあります。

これらの訴訟や法的手続きの結果を予想することは難しく、とりわけ、巨額の賠償請求または金額未定の賠償請求の場合、法的手続きが初期段階にある場合、新たな法的論点が争われている場合、多数の当事者が手続きに関与している場合、複雑または不明確な法律が適用されている国外の法域で手続きが進められる場合等には特に困難であるといえます。

当社は外部弁護士と協議の上で個々の法的手続きおよび請求について定期的に評価を行い、これらの損失額の水準や範囲を見積もることが可能かどうか査定しております。当社は、編纂書450「偶発事象」(以下「編纂書450」)に従い、個々の事案について損失が生じる蓋然性が高く、かつそのような損失の金額を見積もることが合理的に可能な場合にはこれら個々の事案について損失リスクに関する負債を計上します。負債計上される金額は少なくとも四半期ごとに見直され、新たな情報をもとに修正されます。個別の事案についてこれらの基準が満たされない場合、例えば、損失が生じる可能性はあるものの、その蓋然性が高いとまではいえないような場合、負債は計上されません。しかし、重大な損失が発生する合理的な可能性がある場合、当社はその法的手続きまたは請求の詳細を以下において開示します。編纂書450において合理的な可能性がある場合とは当社に対する損失の発生蓋然性は高くはないが、その可能性が低いとまではいえない場合であると定義されております。

野村に対する主な訴訟および法的手続きの概要は以下のとおりです。連結財務諸表の作成基準日時点の情報に基づき、当社は、これらの法的手続きの解決が当社の財務状況に重大な影響を与えるものではないと考えています。しかしながら、これらの事案の結果が、特定の四半期または事業年度の連結損益計算書やキャッシュ・フローに重大な悪影響を及ぼす可能性もあります。

以下の野村に対する主な訴訟および法的手続きの一部について、当社は、負債計上されている額がある場合にはその額を超えて合理的に発生する可能性のある損失額または合理的に発生する可能性のある損失の範囲を見積もることができます。これらの見積もりは、各事案において野村に対して主張されている特定の損害額や請求等の連結財務諸表の作成基準日時点の情報に基づき算出されています。2018年6月25日現在、当社は、合理的に発生する可能性のある損失の範囲を見積もることができるこれらの事案において、負債計上されている額がある場合にはその額を超えて合理的に発生する可能性のある最大損失額の合計は、約800億円であると見積もっています。

その他の主要な訴訟および法的手続きについて、当社は合理的に発生する可能性のある損失額やその範囲を見積もることができません。その理由としては、とりわけ 法的手続きが初期段階にあり、主張されている請求に根拠があるかどうかを判断する情報が十分でないこと、相手方が損害を明らかにしていないこと、損害に根拠がないこと、または損害が誇張されていること、係属中の控訴または申立ての結果が不確かであること、時効の適用等を含め、請求の却下にもつなげる重要な法律問題が解決されていないこと、または 請求に関連してこれまでに議論されなかったまたは未解決の法的な論点が争われていること等が挙げられます。

2008年1月、ノムラ・インターナショナル PLC (以下「NIP」) は、イタリア共和国ペスカーラ県の租税局から、二重課税にかかる英伊租税条約(1998年)に反した行為があったとする通知を受領しました。その通知の内容は、イタリア株式の配当金に関して、NIPが既に還付金として受領した約33.8百万ユーロおよび金利の返還を求めるものでした。NIPは同県租税裁判所の租税局の主張を認める決定を不服とし、その取消しを求めております。

2010年10月および2012年6月に、Fairfield Sentry およびFairfield Sigmaの2つのファンド(共に清算手続き中。以下総称して「Fairfield」)が過去にNIPに支払った償還金の返還を求めて、2件の訴訟がNIPに対して提起されています。Fairfieldは、米国のBernard L. Madoff Investment Securities LLC (米国証券投資者保護法に基づき2008年12月より清算手続き中。以下「BLMIS」)を主たる運用先としていました。1件目の訴訟は2010年10月5日にFairfieldの清算人が米国の州裁判所に提起したもので、その後、ニューヨーク南部地区米国破産裁判所に移送されました。2件目の訴訟はBLMISの破産管財人(以下「Madoff管財人」)がニューヨーク南部地区米国破産裁判所に提起した訴訟で、2012年6月に、NIPが被告として追加されたものです。2016年11月、連邦破産裁判所はMadoff管財人が提起した訴訟について請求却下の申立てを認めました。この決定に対し、Madoff管財人は第2巡回区控訴裁判所に控訴しました。これら2件の訴訟は、同じ約35百万米ドルの償還金の返還を請求するものです。

2011年4月、ボストン連邦住宅貸付銀行は住宅用不動産ローン担保証券(以下「RMBS」)の発行体、スポンサー、引受人およびそれらの親会社等多数の者に対してマサチューセッツ州裁判所に訴訟を提起しました。その中にはノムラ・アセット・アクセプタンス・コーポレーション(以下「NAAC」)、ノムラ・クレジット&キャピタルInc.(以下「NCCI」)、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc.(以下「NSI」)およびノムラ・ホールディング・アメリカInc.(以下「NHA」)が含まれております。ボストン連邦住宅貸付銀行はNAACが発行したRMBSを購入したが、募集資料の中に、証券の裏付けとされているそれぞれのローンを最初に貸し付けた業者の貸付基準およびそれらローンの特性に関連して不実記載があった、または重要事実が記載されていなかったと主張しています。ボストン連邦住宅貸付銀行は州法に基づき購入の取消または損害賠償を請求しています。ボストン連邦住宅貸付銀行はNAACが発行した約406百万米ドルの証券を4回にわたる募集において購入したと主張しています。現在、証拠開示手続きが行われております。

2011年9月、連邦住宅抵当公庫(Federal National Mortgage Association)および連邦住宅金融抵当金庫(Federal Home Loan Mortgage Corporation)(以下総称して「政府系機関」)の財産管理人である米連邦住宅金融局(Federal Housing Finance Agency)は、RMBSの発行体、スポンサー、引受人およびこれらの親会社等に対してニューヨーク南部地区連邦地方裁判所に訴訟を提起しました。その中には当社の米国子会社であるNAAC、ノムラ・ホーム・エクイティ・ローンInc.(以下「NHEL」)、NCCI、NSIおよびNHAが含まれております。政府系機関はNAACおよびNHELが発行したRMBSを購入したが、募集資料の中に、証券の裏付けとされているそれぞれのローンを最初に貸し付けた業者の貸付基準およびそれらローンの特性に関連して不実記載があった、または重要事実が記載されていなかったと主張していました。政府系機関は7回にわたる募集において約20億46百万米ドルの証券を購入したと主張し、購入の取消しを請求していました。2015年3月16日から審理が行われ、2015年4月9日に最終弁論が終了しました。2015年5月15日、裁判所の判決が言い渡され、裁判所は政府系機関が被告らに対し訴訟の対象となっているRMBSを引き渡す代わりに、被告らが政府系機関に対し806百万米ドルを支払うよう命じました。当社米国子会社らは第2巡回区控訴裁判所に控訴しました。被告らは、州証券法に基づき回収可能な訴訟費用および弁護士費用を、控訴審の判決に応じて最大33百万米ドル支払うことに合意しました。2017年9月28日、第2巡回区控訴裁判所は一審の判決を支持しました。2017年11月13日、当社米国子会社らは第2巡回区控訴裁判所に控訴審判決に対する再審請求を行いました。2017年12月11日、第2巡回区控訴裁判所は再審請求を棄却しました。2018年3月12日、当社米国子会社らは最高裁判所への上告請求を行いました。

2011年11月、NIPは、ニューヨーク南部地区米国破産裁判所において、Madoff管財人からの訴状の送達を受けました。Madoff管財人は同様の訴訟を多数の法人に対して提起しています。Madoff管財人は、NIPがBLMISに投資を行うフィーダー・ファンドであったHarley International (Cayman) Limitedから償還金を2008年12月11日(BLMISに対して破産手続きが開始された日)以前の6年間に受け取ったと主張し、これを返還するよう、連邦破産法およびニューヨーク州法に基づき求めています。2016年11月、連邦破産裁判所はMadoff管財人が提起した訴訟について請求却下の申立てを認めました。この決定に対し、Madoff管財人は第2巡回区控訴裁判所に控訴しました。Madoff管財人によるNIPに対する返還請求の金額は、約21百万米ドルです。



2013年3月、モンテパスキ銀行(以下「MPS」)は、MPSの元役員2名およびNIPに対してイタリアの裁判所に訴えを提起しました(以下「MPS訴訟」)。この訴えにおいてMPSは、当該銀行の元役員が2009年に不正にNIPとのデリバティブ取引を締結したと主張し、NIPは、MPS元役員の違法行為につき不正に加担したとして、連帯して責任を負うと主張しました。また、その損害額は少なくとも11.42億ユーロであると主張しました。

2013年3月、NIPは、MPSとの取引が有効であり法的拘束力がある旨を確認するため、MPSに対して英国の裁判所に訴えを提起しました。2014年3月、MPSは反論書を提出し、取引が違法であり無効であると主張するとともに、NIPは当該取引の下で受け取った約15億ユーロを返還するべきと主張しました。

2015年9月23日、NIPおよびMPSは、当該デリバティブ取引を終了する旨の和解契約を締結しました。NIPは、当該デリバティブ取引は適法・適正に行われたものと考えており、今般の和解はNIPの法的責任を認めるものではありません。しかしながらNIPとしては、欧州関係当局や外部の専門家の意見、助言にも鑑み、和解を選択することが最善であると判断しました。和解契約に基づき、当該デリバティブ取引はMPSからNIPに支払われるべき額を440百万ユーロ減額し清算されました。本和解に基づき、MPSおよびNIPは、イタリアの裁判所にMPSのNIPに対する訴訟を取り下げるための申立てを行いました。これにより、イタリアおよび英国におけるMPSとNIP間の民事訴訟は終了しました。本和解により前々連結会計年度に与えた連結税引前当期純利益への影響額は約340億円の損失であり、その全額をトレーディング損益として計上しました。

2013年7月、MPSの大株主(Fondazione Monte dei Paschi di Siena(以下「FMPS」))は、MPSの元役員およびNIPに対してMPS訴訟と同様の訴えを提起しました(以下「FMPS訴訟」)。この訴えについて、FMPSは、その損害額は少なくとも315.2百万ユーロであると主張しています。NIPは、MPS訴訟およびFMPS訴訟について反論書を提出しました。

なお、2013年4月、イタリアのシエナ地方検察当局は、MPSおよびMPSの元役員らが当該デリバティブ取引において果たした役割等の解明のため捜査を開始し、その後ミラノ地方検察当局に引き渡されました。2015年4月3日、ミラノ地方検察当局は、予備捜査を終了する通知を發出し過去のMPSの決算に関して不正会計および相場操縦等があったとして、MPS、MPSの元役員3名、NIPならびにNIPの元役員および職員2名の起訴に向けて手続きを進めていました。2016年10月1日、起訴の是非を判断する裁判所の予備審問が終了し、裁判官は、検察官との間で司法取引を行ったMPSを除く関係者について、審理を開始することを決定し、2016年12月に審理が開始されました。

また、NIPはイタリア金融規制当局(以下「CONSOB」)より、当該デリバティブ取引に関する虚偽情報の市場への流布について課徴金調査手続きを開始する旨の送達を受けました。受領した通知では、当該デリバティブ取引に関連して、MPS、MPSの元役員3名、NIPの元役員2名が被審人として挙げられており、NIPは当該元役員に課せられる罰金の支払いに対して雇用者として連帯責任を負う者として挙げられておりました。2018年5月22日、CONSOBは、NIPの元役員2名それぞれに対し、10万ユーロの罰金およびイタリア法に基づくそれぞれ3か月間と6か月間の職務資格の剥奪を命じる決定を下しました。NIPは当該罰金の支払いに対して連帯責任を負うこととなります。

NIPは、係属中の法的手続きにおけるNIPの正当性を主張してまいります。

2016年1月、イタリアのチビタベッキア自治体(以下「自治体」)はNIPに対してチビタベッキア地方裁判所に訴訟を提起しました。当該訴訟は、2003年から2005年にかけて自治体が行ったデリバティブ取引に関連するものであり、自治体は、NIPがアドバイザー契約に基づく義務を遵守しなかったとして約35百万ユーロの損害賠償を求めています。2017年12月20日、NIPと自治体は和解契約を締結し自治体が訴訟を取り下げる旨に同意しました。これにより正式に訴訟は終了しました。

2016年6月および2016年8月、ノムラ・インターナショナル(ホンコン)LIMITED(以下「NIHK」)およびノムラ・スペシャル・インベストメンツ・シンガポール Pte Limited(以下「NSIS」)はそれぞれ台北地方裁判所において、NIHK、NSISおよび関係する個人に対してCathay United Bank, Co., Ltd.、Taiwan Cooperative Bank Ltd.、Chang Hwa Commercial Bank Ltd.、Taiwan Business Bank Ltd.、KGI Bank およびHwatai Bank Ltd.(以下総称して「シンジケート団銀行」)から提起された訴訟について送達を受けました。当該訴訟は、NIHKがアレソレンジャーを務め、NSISを含めたシンジケート団銀行によって実行されたUltrasonic AGの子会社に対する60百万米ドルのシンジケートローンに関連するものです。シンジケート団銀行は、NIHKのアレンジャーとしての信任義務違反等を根拠として約48百万米ドルの損害賠償および金利の支払いを求めています。NIHKとNSISは、正当性を主張してまいります。

2017年3月、American International Group, Inc.の子会社数社(以下「AIG」)は、NSIを含む数社および数人の個人に対し、テキサス州ハリス郡州地方裁判所に訴訟を提起しました。当該訴訟は、2012年に募集が行われた総額750百万米ドルのプロジェクト・ファイナンス社債のうちAIGが購入したと主張している92百万米ドル分に関連するものです。AIGは当該社債の勧誘、募集、発行および販売に関連する重要な不実記載によるテキサス州証券法違反を根拠とし購入の取消しまたは損害賠償を求めています。現在、証拠開示手続きが行われております。

国債、国際機関債および政府関連機関債に関連するNIP、その他野村グループ内の該会社およびその他当事者の活動に対し規制当局による競争法関連の調査が行われております。また、NIPおよびその他野村グループ内の該会社は、国際機関債および政府関連機関債の流通市場における価格操作により米国独占禁止法の違反があったとして、ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所に提起された集団訴訟の被告となっております。同様に、NIPおよびNSIは、カナダ競争法の違反があったとして、カナダ連邦裁判所トロント事務所に提起された集団訴訟について送達を受けております。当該集団訴訟では当社も被告として挙げられております。野村は、野村の正当性を主張してまいります。

2017年9月および2017年11月、NIHKおよびNSISはそれぞれ台北地方裁判所において、NIHK、NSIS、その関係会社、China Firsttextile (Holdings) Limited(以下「FT」)および関係する個人に対してFirst Commercial Bank, Ltd.、Land Bank of Taiwan Co., Ltd.、Chang Hwa Commercial Bank Ltd.、Taishin International Bank、E.Sun Commercial Bank, Ltd.、CTBC Bank Co., Ltd.、Hwatai Bank, Ltd. およびBank of Taiwan(以下総称して「FTシンジケート団銀行」)から提起された訴訟について送達を受けました。当該訴訟は、NIHKがアレソレンジャーを務め、NSISを含めたFTシンジケート団銀行によって実行されたFTに対する100百万米ドルのシンジケートローンに関連するものです。FTシンジケート団銀行は、台湾法の不法行為等を根拠として約68百万米ドルの損害賠償および金利の支払いを求めています。NIHKおよびNSISは、正当性を主張してまいります。

野村証券株式会社(以下「野村証券」)は日本を代表する証券会社であり、同社の顧客口座数は約532万口座に及びます。同社の顧客との多くの取引において、顧客の投資損失等をめぐっての係争が、場合によっては訴訟になることがあります。その中には、2014年10月に法人顧客より提起された2006年から2012年にかけて行われた為替デリバティブ取引により発生した損失額等の2,143百万円の損害賠償を求めるものが含まれます。この訴訟の顧客は、取引契約時点における、野村証券による説明義務違反等を主張していますが、同社はこの顧客の主張には理由がないと考えております。

なお、2013年4月に法人顧客より提起された2005年から2011年にかけて行われた為替デリバティブ取引およびエクイティ関連の仕組債11銘柄の売却や償還により発生した損失額等の10,247百万円の損害賠償を求める訴訟については、2018年2月8日に当事者間で和解し、当該訴訟は終了しました。

上記に記載したいずれの訴訟においても、当社は、当社子会社による主張が正当に認められるものと確信しております。

当社の米国子会社であるNHA、NAAC、NCCI、NHEL、NSI、ノムラ・アメリカ・モーゲッジ・ファイナンスLLCおよびノムラ・アセット・キャピタル・コーポレーションは、米国司法省およびニューヨーク東地区連邦検事局より、2006年および2007年に当社米国子会社がスポンサー、発行、引受け、または勧誘したRMBSに関連して、金融機関改革救済執行法に基づき当社米国子会社に対して民事制裁金を課すことができるかを調査中であるとする通知を受領しております。当社米国子会社は調査に対して全面的に協力してまいります。

米国証券取引委員会および米国司法省は、商業用および住宅用不動産ローン担保証券取引におけるNSIの元職員数名の行為に対する調査を行っています。NSIはこれらの調査に対し全面的に協力しております。NSIは、米国証券取引委員会が、当該元職員に対するNSIの当時の監督状況についての行政手続きを開始すると考えており、問題となっている取引に関連した不当利得の返還等を行う必要が出てくると想定しております。

#### 上記以外の米国における不動産証券化商品に関する偶発債務

当社の米国子会社では、住宅用不動産担保ローンをRMBSとする証券化を行ってまいりました。これらの子会社では、原則として、不動産を担保に自ら貸付を行うのではなく、第三者であるローン組成業者(以下「オリジネーター」)から不動産担保付ローンを購入してまいりました。ローンの購入に際しては、オリジネーターからローン債権の内容に関する表明保証(representations)を受け入れてまいりました。証券化にあたって子会社が行った表明保証は、オリジネーターから受け入れた表明保証の内容をそのまま反映させたもので、その内容は概ね以下のとおりです。

不動産担保ローンの証券化のためのローン債権に関して提供される表明保証とは、個々のローン債権に関する詳細なもので、ローンの借り手および当該不動産の特性に応じたものです。これらの表明保証には、借り手の信用状態、対象不動産価値のローン債権額に対する比率、対象不動産の所有者による当該不動産の居住利用状況、抵当権の順位等の情報、オリジネーターのガイドラインに従ってローンが組成された事実、およびローンが関連法令に従い適法に組成された旨の事実等が含まれます。子会社組成のRMBSの中には、いわゆるモノラインの保険会社が保険を付与して信用が補完されたものもありました。

子会社の中には、証券の信託受託者から、ローンを買戻すように請求を受けているものがあります。これらの請求は保険提供者であるモノラインや、投資家の要請によるものがあると思われます。各証券化から6年以内に当社子会社らが買戻請求を受けたローンの元本合計金額は3,203百万米ドルです。表明保証違反に基づく請求に適用される時効成立後に買戻請求を受けたものについては、当社子会社らは買戻しに応じていません。6年以内に買戻請求を受けたものについては、当社子会社らは個々の請求を精査し、請求の根拠がないと考えられるものについては異議を唱え、一定の意義を見出せる請求についてはローンの買戻しに応じています。当社子会社らが買戻しに応じなかった請求の一部については、契約違反として証券の信託受託者から訴訟が提起されているものもあります。契約違反に関する請求に適用される6年の時効成立前に提起された訴訟については、却下されることなく初期段階にあります。これらの訴訟は事実に基づく情報が欠如し法的に不確定な部分が多く存在するため、当社は負債計上されている額を超えて合理的に発生する可能性のある損失額を見積もることはできません。

サイバーセキュリティインシデント

2018年6月に、野村の海外子会社の顧客情報を含むシステムへの不正アクセスがあったことが判明しました。それを受けて、野村は、直ちに内部調査を開始し、是正措置を講じるとともに、当該事案の発生を関係当局に対して通知しております。当該事案により、野村のレピュテーションが害されること、ならびに法的責任および行政処分の対象となることによる経済的損失を被る可能性があります。また、当該事案に対する是正措置のみならず、他の野村グループ会社のサイバーセキュリティ強化により、費用が増加することが見込まれます。当該事案の影響度合いが判明していないため、野村は合理的に発生する可能性のある損失額を見積もることはできません。

債務保証

野村は、通常の業務の一環として、スタンドバイ信用状およびその他の債務保証の方法で取引相手とさまざまな債務保証を行っており、こうした債務保証には一般に固定満期日が設定されております。

加えて、野村は債務保証の定義に該当する一定のデリバティブ取引を行っております。こうしたデリバティブ取引は被債務保証者の資産、負債または持分証券に関連する原証券の変動にもなって債務保証者が被債務保証者に支払いを行うことが偶発的に求められるようなデリバティブ取引であります。野村は顧客がこれらのデリバティブ取引を投機目的で行っているのかまたはヘッジ目的で行っているかを把握していないため、債務保証の定義に該当すると考えられるデリバティブ取引に関して情報を開示しております。

一定のデリバティブ取引によって、野村が将来支払わなければならない潜在的な最大金額の情報として契約の想定元本額を開示しております。しかしながら、金利キャップ売建取引および通貨オプション売建取引のような一定のデリバティブ取引に対する潜在的な最大支払額は、将来の金利または為替レートにおける上昇が理論的には無制限であるため、見積もることができません。

野村はすべてのデリバティブ取引を連結貸借対照表に公正価値で認識しております。また、想定元本額は一般的にリスク額を過大表示していると考えております。デリバティブ取引は公正価値で認識されているため、帳簿価額は個々の取引に対する支払、履行リスクを最も適切に表すものと考えております。

債務保証の定義に該当すると考えられる野村のデリバティブ取引、スタンドバイ信用状およびその他の債務保証は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	2017年3月31日		2018年3月31日	
	帳簿価額	潜在的な最大 支払額または 契約額	帳簿価額	潜在的な最大 支払額または 契約額
デリバティブ取引(1)(2)	4,501,962	209,982,338	4,023,893	260,885,770
スタンドバイ信用状および その他の債務保証(3)	900	8,604	92	5,189

(1) クレジット・デリバティブは「注記3 デリバティブ商品およびヘッジ活動」で開示されており、上記デリバティブ取引には含まれておりません。

(2) 主にエクイティ・デリバティブ、金利デリバティブおよび為替取引で構成されております。

(3) スタンドバイ信用状およびその他の債務保証に関連して保有される担保は2017年3月31日においては5,656百万円でした。2018年3月31日現在においては2,559百万円となっております。

2018年3月31日現在の債務保証の定義に該当すると考えられる野村のデリバティブ取引、スタンドバイ信用状およびその他の債務保証にかかる満期年限別の情報は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	帳簿価額	潜在的な最大支払額または契約額				
		計	満期年限			
			1年以内	1～3年	3～5年	5年超
デリバティブ取引	4,023,893	260,885,770	105,602,334	57,287,663	31,213,355	66,782,418
スタンドバイ信用状						
およびその他の債務保証	92	5,189	1,155	320	-	3,714

### **野村グループに適用のあるさまざまな規制により業務が制限され、また行政処分等や損失を受ける可能性がある**

金融業界は広範な規制を受けている。野村グループは、国内において政府機関や自主規制機関の規制を受けるとともに、海外においては業務を行っているそれぞれの国の規制を受けている。また、野村グループのビジネスの拡大とともに、適用される政府機関や自主規制機関の規制も増加する可能性や、法改正によって、これらの規制が強化される可能性がある。さらに、金融規制の体系の複雑化が進み、ある一国の規制が、当該国以外の活動に域外適用される可能性も増加している。これらの規制は、広く金融システムの安定や金融市場・金融機関の健全性の確保、野村グループの顧客および野村グループと取引を行う第三者の保護等を目的としており、自己資本規制、顧客保護規制、市場行動規範などを通じて野村グループの活動を制限し、野村グループの収益に影響を与えることがある。この他、従来の金融関連法制に加え、広く国際的な政治経済環境や政府当局の規制・法執行方針等によっても、野村グループのビジネスに適用・影響する法令諸規制の範囲が拡大する可能性がある。とりわけ、金融業界に対する各国の政府機関や自主規制機関による調査手続きや執行については、近年件数が増加し、また、それらによる影響はより重大なものになっており、野村グループもそのような調査手続きや執行の対象となるリスクに晒されている。この点、野村グループは、法令諸規制を遵守するための対策を講じてはいるが、法令諸規制に抵触することを完全には防ぐことができない可能性があり、仮に法令違反等が発生した場合には、罰金、一部の業務の停止、社内管理態勢の改善等にかかる命令、もしくは営業認可の取消しなどの処分を受ける可能性がある。野村グループが行政上の処分または司法上の決定・判決等を受けた場合、野村グループのレピュテーションが悪化し、ビジネス機会の喪失や人材確保が困難になるといった悪影響を受ける可能性がある。また、それらの処分により、顧客（とりわけ公的機関）が野村グループとの金融取引を行わない決定をした場合は、たとえ命令等の処分が解除された後であっても、一定期間、野村グループがビジネスの機会を喪失する可能性がある。さらに、野村グループが国際的な制裁の対象地域で事業活動を行う場合には、当該事業活動が制裁規制に違反していなくても、一部の市場関係者が野村グループへの投資や野村グループとの取引を控える可能性がある。

### **金融システム・金融セクターに対する規制強化の進行が、野村グループのビジネス、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性がある**

野村グループのビジネスに適用される規制が導入・改正・撤廃される場合、野村グループは、直接またはその結果生じる市場環境の変化を通じて悪影響を受けることがある。規制の導入・改正・撤廃により、野村グループの全部または一部の事業を継続することの経済合理性がなくなる可能性、もしくは規制の対応に膨大な費用が生じる可能性がある。

特に米国におけるドッド・フランク法や欧州連合・英国における各種の金融規制強化策など、さまざまな金融規制改革が進行している。これらの制度改革の詳細および野村グループへの影響は、政府・監督機関により策定される最終的な規制による。

加えて、野村グループに適用される会計基準や自己資本比率・流動性比率・レバレッジ比率等に関する規制の変更が、野村グループのビジネス、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性がある。そうした新たな規制の導入または既存の規制の改正には、バーゼル銀行監督委員会（以下「バーゼル委員会」という。）によるいわゆるバーゼル と呼ばれる規制パッケージが含まれ、2017年12月には、バーゼル の最終規則文書が公表された。また、金融当局が認定するグローバルにシステム上重要な銀行（以下「G-SIBs」という。）の対象およびG-SIBsに対する追加的な自己資本規制等は、金融安定理事会（以下「FSB」という。）およびバーゼル委員会により毎年見直されている。さらに、G-20首脳会合は、G-SIBsの枠組を国内のシステム上重要な銀行（以下「D-SIBs」という。）まで拡張するようFSBおよびバーゼル委員会に対して要請し、2012年10月、バーゼル委員会は、D-SIBs に関する評価手法およびより高い損失吸収力の要件に関する一連の原則を策定し、公表した。2015年12月、金融庁は野村ホールディングスをD-SIBsに指定し、2016年3月以降の追加的な資本賦課水準を3年間の経過措置はあるが0.5%とした。さらに、FSBは、2015年11月にG-SIBsに対して破綻時の総損失吸収力（TLAC）を一定水準以上保有することを求める最終文書を公表した。これを受けて、金融庁は、2016年4月に、本邦G-SIBsを適用対象とする本邦におけるTLAC規制の枠組みの整備方針を公表したが、その後、2018年4月に当該方針を改訂し、本邦G-SIBsに加え、本邦D-SIBsのうち、国際的な破綻処理対応の必要性が高く、かつ破綻の際に我が国の金融システムに与える影響が特に大きいと認められる金融機関についても本邦TLAC規制の適用対象とする方針とした。野村グループは、現時点ではG-SIBsに選定されていないが、かかる改訂後の方針により、2021年3月末より本邦TLAC規制の適用対象に加えられることになった。これらの規制により、野村グループの資金調達コストが上昇する、あるいは野村グループのビジネス、資金調達活動や野村グループの株主の利益に影響を及ぼすような資産売却、資本増強もしくは野村グループのビジネスの制限を行わなければならない可能性がある。

#### **経営状況、法的規制の変更などにより、繰延税金資産の計上額の見直しが行われ、野村グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性がある**

野村グループは、一定の条件の下で、将来における税金負担額の軽減効果を有すると見込まれる額を繰延税金資産として連結貸借対照表に計上している。今後、経営状況の悪化、法人税率の引下げ等の税制改正、会計原則の変更などその回収可能性に変動が生じる場合には、野村グループの連結貸借対照表に計上する繰延税金資産を減額する可能性がある。その結果、野村グループの経営成績および財政状態に影響が生じる可能性がある。繰延税金資産の内訳については野村ホールディングス株式会社 有価証券報告書（第114期）の「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 14 法人所得税等」を参照のこと。

以下、野村ホールディングス株式会社（本枠内の文章中において「当社」といいます。）有価証券報告書（第114期）の「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 14 法人所得税等」の全文を投資家の便宜のため掲載します。なお、本枠内の文章中において「野村」とは野村グループを意味します。

## 法人所得税等：

2017年3月期および2018年3月期における連結損益計算書に記載されている法人所得税等の内訳は、以下のとおりです。

	(単位：百万円)	
	2017年3月期	2018年3月期
当年度分		
国内	52,004	35,018
海外	5,697	8,589
当年度分計	57,701	43,607
繰延分		
国内	20,239	64,340
海外	2,289	4,081
繰延分計	22,528	60,259
法人所得税等計	80,229	103,866

2017年3月期および2018年3月期の法人所得税等(繰延分)のうち、税務上の繰越欠損金にかかる税務ベネフィットの認識額は、それぞれ868百万円および4,653百万円となりました。

当社および日本の100%子会社は、日本における連結納税制度を導入しております。この連結納税制度は、国税だけを対象としています。

2016年の税制改正により当社の法定実効税率は、2017年3月期は31%、2018年3月期は31%となっております。

2017年12月22日、米国の法人税法を大幅に変更する2017年減税および雇用法が成立しました。これにより、米国連邦法人税率の21%へ引き下げ、米国における税基盤の拡大、テリトリアル課税方式と米国外の被投資会社の留保金に対する一時課税の導入、特定の資産の早期償却の容認、そして米国内の事業体から米国外の関連会社に行う特定の支出への課税等の変更が行われました。米国における事業体にかかる2018年1月1日以降に適用される法人税率を反映した結果、野村の繰延税金負債の純額は2,776百万円減少し、法人税等調整額は同額減少しております。野村は米国の事業体におけるこの法案の影響について引き続き調査します。その結果、2019年3月31日で終了する期において、野村における特定の前提や解釈の変更、将来における野村の行動、米国税務当局やその他の団体から発表される追加のガイダンスの発表、そして特にすべての事業体における最終的な影響の算定の結果等に応じて、繰延税金資産や負債に追加の修正が発生し、税金費用を修正する可能性があります。

海外子会社は、各会社が事業を行う国の法人税率の適用を受けております。法人所得税等と会計上の税引前当期純利益(損失)との関係は、さまざまな税額控除、課税所得に影響しない特定の収益、税務上控除されない特定の費用、評価性引当金の増減、および海外子会社に適用される税率の相違等、多様な要因の影響を受けております。

2017年3月期および2018年3月期における連結損益計算書に記載されている法人所得税等の負担税率と当社の法定実効税率との差異の内訳は、以下のとおりであります。

	2017年3月期	2018年3月期
当社の法定実効税率	31.0%	31.0%
影響要因：		
評価性引当金の増減	10.8	22.8
益金に加算される項目	0.1	0.1
損金に算入されない費用項目	2.9	1.9
益金に算入されない収益項目	2.6	3.6
海外子会社からの配当	0.0	0.0
海外子会社の未分配所得の影響	0.0	0.0
海外子会社の所得(欠損金)に適用される税率差異	0.3	0.8
海外の税制改正の影響	-	23.5
国内の税制改正の影響	1.0	-
子会社・関連会社株式等の評価減の税務上の認容見込み	1.7	1.7
その他	1.3	0.9
実効税率	24.9%	31.7%

2017年3月31日および2018年3月31日現在の特定の税務管轄地域内における同一納税主体に関連するものを相殺する前の繰延税金資産および負債の内訳は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	2017年3月31日	2018年3月31日
繰延税金資産		
減価償却、その他の償却、および固定資産の評価	17,988	19,982
子会社・関連会社株式投資	100,100	36,189
金融商品の評価差額	65,158	61,249
未払退職・年金費用	21,854	20,967
未払費用および引当金	84,268	76,578
繰越欠損金	406,440	340,780
その他	8,408	5,587
繰延税金資産小計	704,216	561,332
控除：評価性引当金	519,492	422,280
繰延税金資産合計	184,724	139,052
繰延税金負債		
子会社・関連会社株式投資	125,752	127,041
金融商品の評価差額	46,684	43,985
海外子会社の未分配所得	947	1,137
固定資産の評価	18,042	4,524
その他	5,840	3,342
繰延税金負債合計	197,265	180,029
繰延税金資産(負債)の純額	12,541	40,977



連結貸借対照表のその他の資産 - その他として記載されている特定の税務管轄地域内における同一納税主体に関連するものを相殺した後の繰延税金資産の純額は、それぞれ2017年3月31日現在21,825百万円、2018年3月31日現在16,135百万円となりました。また、連結貸借対照表のその他の負債として記載されている特定の税務管轄地域内における同一納税主体に関連するものを相殺した後の繰延税金負債の純額は、それぞれ2017年3月31日現在34,366百万円、2018年3月31日現在57,112百万円となりました。

2018年3月31日現在、予見可能な将来に配当支払が予想されていない海外子会社の未分配所得の合計額5,534百万円に対して繰延税金負債の計上は行われておりません。これらすべての海外子会社の所得が配当される際の税額を見積もることは現実的ではありません。

2017年3月期および2018年3月期における繰延税金資産にかかる評価性引当金の推移は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	2017年3月期	2018年3月期
期首残高	543,489	519,492
期中の純増減額	23,997 (1)	97,212 (2)
期末残高	519,492	422,280

(1) 海外子会社では、将来の実現可能性の見直しおよび海外子会社の影響により、評価性引当金が2,040百万円の増加となり、主に繰越欠損金の使用によって評価性引当金が35,214百万円減少しました。また、当社および国内子会社では、主に将来の実現可能性の見直しにより評価性引当金が5,811百万円増加、国内の税制改正の影響により繰越欠損金にかかる評価性引当金が3,366百万円増加した結果、全体で23,997百万円の減少となりました。

(2) 海外子会社では、主に米国の税制改正の影響により評価性引当金が80,459百万円減少しました。また、当社および国内子会社では、主に繰越欠損金にかかる評価性引当金が17,340百万円増加、一方将来の実現可能性の見直しにより評価性引当金が34,093百万円減少しました。その結果、全体で97,212百万円の減少となりました。

2018年3月31日現在、野村は、2,028,626百万円の税務上の繰越欠損金を有しております。このうち、当社および国内子会社に関連するものが679,525百万円、英国に所在する海外子会社に関連するものが682,507百万円、米国に所在する海外子会社に関連するものが384,659百万円、香港に所在する海外子会社に関連するものが210,238百万円、その他の地域に所在する海外子会社に関連するものが71,697百万円であります。当該欠損金については、無期限に繰越が可能な957,689百万円を除き、2018年から2027年までに748,148百万円、2028年以降322,789百万円が税務上の効果を失うこととなります。

野村は、2018年3月31日現在の評価性引当金の計上にあたり、当社および当社の国内子会社および海外子会社の税務管轄地域内における繰延税金資産の回収可能性に関連する入手可能なあらゆる肯定的および否定的証拠を適切に検討しております。

日本およびその他の税務管轄地において、近年、野村の国内子会社および海外子会社は累積的な繰越欠損金を計上しております。これは繰延税金資産の回収可能性に関連する入手可能な最も否定的な証拠が入手可能な肯定的な証拠を上回っているためであります。

一方、野村は、特定の税務戦略は将来繰越欠損金を使用するために十分な課税所得を生み出すための潜在的な資源と考えております。しかし、この税務戦略は、2017年3月期および2018年3月期において、野村が業務を行っているすべての主要な税務管轄地において、評価性引当金の減少をもたらす肯定的な証拠ではありません。加えて、これらの税務管轄地において、2017年3月期および2018年3月期において、肯定的および否定的証拠の適用度合の変更による評価性引当金の減少はありませんでした。

2017年3月31日および2018年3月31日現在、重要な未認識税務ベネフィットはありません。また、2017年3月期および2018年3月期において、重要な未認識税務ベネフィットの変動および未認識税務ベネフィットにかかる利息および加算税はありません。野村は、日本の国税庁ならびに主要な業務を行っている税務管轄地におけるその他の税務当局より、継続的に税務調査を受けております。野村はそれぞれの税務管轄地において追加的に徴収される可能性と連結財務諸表における影響額を定期的に評価しております。期末日以降12ヶ月の間に、未認識の税務ベネフィットが著しく増加する可能性はありますが、現時点では潜在的な結果が不確実なため、量的に見積もることは出来ません。しかしながら、未認識税務ベネフィットの変動が当社の連結財政状態に重要な影響を与えるとは考えておりません。

野村は複数の税務管轄地において業務を行っており、移転価格税制、費用の控除可能性、外国税額控除、その他多くの問題について、それぞれの税務当局からの調査に応じなければなりません。

次の表は、2018年3月31日現在、野村が業務を行っている主要な税務管轄地において、税務調査が未了となっている最も古い年度を表しています。なお香港の税制上、繰越欠損金がある場合、当局による更正の期間制限がないため、記載しておりません。

税務管轄地	年度
日本	2013年 (1)
英国	2016年
米国	2015年

(1) 移転価格税制にかかる最も古い調査未了年度は、2012年となります。

**野村グループの保有する個人情報の漏洩により、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある**  
野村グループは業務に関連して顧客から取得する個人情報を保管、管理している。近年、企業が保有する個人情報および記録への不正アクセスや漏洩にかかる事件が多数発生していると報じられている。

野村グループは個人情報の保護に関する法令諸規則に基づき、個人情報の保護に留意し、セキュリティ対策を講じているが、仮に個人情報の重大な不正漏洩が生じた場合には、野村グループのビジネスにさまざまな点で悪影響が及ぶ可能性がある。例えば、野村グループは、これらの法令諸規則を万が一違反した場合、規制当局から課徴金納付命令を受ける可能性があるほか、個人情報の漏洩(業務委託先による漏洩を含む。)により顧客に損失が生じた場合には、顧客から苦情や損害賠償請求を受ける可能性がある。また、自主的に、もしくは行政上の命令その他の規制上の措置の対応として行うセキュリティ・システムの変更により、追加的な費用が発生する可能性がある。また、不正漏洩の結果、野村グループに対するレピュテーションが悪化することによって、新規顧客が減少したり既存顧客を喪失したりするとともに、野村グループのブランド・イメージやレピュテーションの悪化の防止・抑制のために行う広報活動のために追加的な費用が発生する可能性がある。

**野村グループの情報システムが適切に稼働しないこと、外部からのサイバー攻撃による情報漏洩または十分なサイバーセキュリティを維持するために必要な費用負担により、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある**

野村グループのビジネスは、個人および機密情報を野村グループのシステムにおいて安全に処理、保存、送受信できる環境に依拠している。野村グループは、野村グループのシステム上にある情報にアクセスしこれを入手することを企図した、または野村グループのサービスにシステム障害その他の損害をもたらすことを企図した不正アクセス、コンピューターウイルスもしくは破壊工作ソフトその他のサイバー攻撃の標的になる可能性がある。これらの脅威は、人為的なミスまたは技術的不具合から発生する場合もあるが、従業員などの内部関係者または海外の非国家主体および過激派組織などの第三者の悪意もしくは不正行為により発生する場合もある。また、野村グループのシステムが相互接続している外部事業者、証券取引所、決済機関またはその他の金融機関のいずれかがサイバー攻撃その他の情報セキュリティ侵害の対象となった場合、野村グループにもその悪影響が及ぶ可能性がある。当該事象により、野村グループのシステム障害、信用の失墜、顧客の不满、法的責任、法の行政処分または追加費用が生じる可能性があり、上記事象のいずれかまたはその全部の発生により、野村グループの財政状態および事業運営が悪影響を受ける可能性がある。

野村グループは、システムのモニタリングおよびアップデートを行うため多大な経営資源を継続的に投入し、かつシステム保護のため情報セキュリティ対策を講じているが、実施しているそれらの管理手段や手続きが、将来のセキュリティ侵害から野村グループを十分に保護できる保証はない。サイバー上の脅威は日々進化しているため、将来的には、現在の管理手段や手続きが不十分となる可能性があり、また、システム修正または強化のため、更なる経営資源を投入しなければならなくなる可能性がある。例えば、海外子会社において、当該子会社のシステムに不正なアクセスがあったことが判明した。それを受けて、野村グループは、直ちに内部調査を開始し、是正措置を講じるとともに、当該事案の発生を関係当局に対して通知している。顧客情報への影響等について、現時点では調査中であり、当該事案の潜在的な影響度合いは判明していない。当該事案の結果、レピュテーションが害されること、ならびに法的責任および行政処分の対象となることによる経済的損失や、当該事案に対する是正措置のみならず、他の野村グループ会社のサイバーセキュリティ強化について更なる経営資源の投入が必要となることによる経済的損失を被る可能性があり、これらは野村グループの財務状態や業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

#### **自然災害、テロ、武力紛争、感染症等により野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある**

野村グループは、不測の事態に備えたコンティンジェンシープランを策定しているが、想定を上回る規模の災害、武力紛争またはテロ行為等により、野村グループの施設やシステムが被災し、業務の継続が困難になる可能性がある。また、感染症等により役職員による業務遂行に支障が生じる可能性がある。

#### **野村ホールディングスは持株会社であり、野村ホールディングスの子会社からの支払に依存している**

野村ホールディングスは、配当金の支払や負債の支払の資金について、野村ホールディングスの子会社から受領する配当金、分配金およびその他の支払に依存している。会社法などの法規制により、子会社への資金移動または子会社からの資金移動が制限される可能性がある。特に、ブローカー・ディーラー業務を行う子会社を含め、多くの子会社は、親会社である持株会社への資金の移動を停止または減少させる、あるいは一定の状況においてそのような資金の移動を禁止するような、自己資本規制を含む法規制の適用を受けている。例えば、野村ホールディングスのブローカー・ディーラー子会社である野村証券、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル・インク、ノムラ・インターナショナル・ピー・エル・シーおよびノムラ・インターナショナル(ホンコン)リミテッドは、自己資本規制の適用を受けており、野村ホールディングスへの資金移動が制限される可能性がある。これらの法規制は野村ホールディングスの債務履行に必要な資金調達の方法を制限する可能性がある。

#### **投資持分証券・トレーディング目的以外の負債証券について野村グループが期待する収益を実現できない可能性がある**

野村グループは多額の投資持分証券・トレーディング目的以外の負債証券を保有している。米国会計原則では、市場環境によって投資持分証券・負債証券にかかる多額の未実現損益が計上されることがあり、

このことが野村グループの損益に大きな影響を与える。市場の環境によっては、野村グループはこれらの投資持分証券・負債証券を売却したい場合にも、期待どおり迅速には、また望ましい水準では売却できない可能性がある。

**連結財務諸表に計上されている関連会社およびその他の持分法投資先の株価が一定期間以上大幅に下落した場合には減損が認識される可能性がある**

野村グループは上場している関連会社およびその他の持分法投資先の株式に投資しており、この投資は持分法で連結財務諸表に計上されている。米国会計原則では、野村グループが保有する関連会社の株式の公正価値(市場価格)が一定期間を超えて下落した場合において、価格の下落が一時的ではないと野村グループが判断したときには、野村グループは対応する会計年度に減損を認識しなければならない。このことは、野村グループの経営成績および財政状態に重要な影響を与える可能性がある。

**野村グループが提供したキャッシュ・リザーブ・ファンドや債券に損失が生じることで顧客資産が流出する可能性がある**

野村グループは、リスク許容度の異なる顧客のさまざまなニーズに応えるために多くの種類の商品を提供している。

マネー・マネジメント・ファンド(MMF)やマネー・リザーブ・ファンド(MRF)といったキャッシュ・リザーブ・ファンドは低リスク商品と位置づけられている。このようなキャッシュ・リザーブ・ファンドなどは、急激な金利上昇にともなうポートフォリオに組み込まれた債券価格の下落による損失の発生、ファンドのポートフォリオに組み込まれた債券のデフォルト、マイナス金利の適用によるファンドへの手数料チャージにより、元本割れを起こす場合がある。野村グループは、運用による安定的な利回りが見込めないと判断した場合、これらのキャッシュ・リザーブ・ファンドなどを繰上償還、もしくは入金制限する可能性がある。例えば、野村ホールディングスの子会社である野村アセットマネジメント株式会社は、2016年8月末にMMFの運用を終了、同年9月に資金償還した。

さらに、野村グループが提供した債券が債務不履行に陥り、利息や元本の支払が遅延する場合がある。

野村グループが提供したこれら商品に損失、繰上償還あるいは入金制限が生じた場合、野村グループは顧客の信頼を失う可能性があり、ひいては野村グループが保管する顧客からの預かり資産の流出もしくは預かり資産増加の妨げとなる可能性がある。

## 2 有価証券報告書等の提出日以後に生じた重要な事実

当社は、平成30年5月7日に臨時報告書を提出した。当該臨時報告書の提出理由およびその他の記載内容は以下のとおりである。

### 1 提出理由

2018年5月1日の当社の執行取締役会の決議および株主による決定により、2018年5月2日付で当社の社長兼業務執行取締役を辞任する山崎裕二の後任として、同日付で室町博之を当社の社長兼業務執行取締役に任命することを決定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

### 2 報告内容

#### 1. 代表者の新任

##### (1) 当該異動に係る代表者の氏名、職名及び生年月日

氏名： 室町 博之 (Hiroyuki Muromachi)

役職名： 社長兼業務執行取締役 (President & Managing Director)

生年月日： 1969年4月10日

##### (2) 当該異動の年月日

2018年5月2日

##### (3) 当該異動の日における当該代表者の所有株式数 0株

##### (4) 当該代表者の主要略歴

1993年4月 野村證券株式会社入社

2016年4月 グローバル・マーケティング企画部長

2018年4月 ノムラ・オランダ N.V. (アムステルダム)

2018年5月 当社社長兼業務執行取締役に就任

#### 2. 代表者の退任

##### (1) 当該異動に係る代表者の氏名、職名及び生年月日

氏名： 山崎 裕二 (Yuji Yamasaki)

役職名： 社長兼業務執行取締役 (President & Managing Director)

生年月日： 1973年5月13日

##### (2) 当該異動の年月日

2018年5月2日

##### (3) 当該異動の日における当該代表者の所有株式数 0株

平成30年7月26日に発表された本外国指標連動証券の保証会社である野村ホールディングス株式会社の2019年3月期第1四半期決算短信に含まれる主要な財務数値は以下のとおりである。

## 四半期連結財務諸表

本財務情報は、原則として、野村ホールディングス株式会社の2018年3月期の有価証券報告書(2018年6月25日提出)および様式20-F(2018年6月25日に米国証券取引委員会に提出された年次報告書)の注記で開示した会計方針に従って作成されている。

### (1) 四半期連結貸借対照表

	(単位:百万円)		
	前期 (2018. 3. 31)	2019年3月期 第1四半期 (2018. 6. 30)	前期比増減
<b>資産</b>			
<b>現金・預金:</b>			
現金および現金同等物	2,354,639	2,463,050	108,411
定期預金	315,445	283,608	△31,837
取引所預託金およびその他の顧客分別金	288,962	313,141	24,179
計	2,959,046	3,059,799	100,753
<b>貸付金および受取債権:</b>			
貸付金	2,462,503	2,326,461	△136,042
顧客に対する受取債権	442,343	562,382	120,039
顧客以外に対する受取債権	973,867	593,551	△380,316
貸倒引当金	△3,514	△3,719	△205
計	3,875,199	3,478,675	△396,524
<b>担保付契約:</b>			
売戻条件付買入有価証券	9,853,898	13,097,791	3,243,893
借入有価証券担保金	6,383,845	4,299,985	△2,083,860
計	16,237,743	17,397,776	1,160,033
<b>トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資:</b>			
トレーディング資産※	14,962,690	16,579,439	1,616,749
プライベート・エクイティ投資	17,466	16,607	△859
計	14,980,156	16,596,046	1,615,890
<b>その他の資産:</b>			
<b>建物、土地、器具備品および設備</b>			
(2018年3月31日現在 397,834百万円、			
2018年6月30日現在 412,793百万円の減価償却累計額控除後)	338,984	337,683	△1,301
トレーディング目的以外の負債証券※	485,891	474,422	△11,469
投資持分証券※	150,760	152,969	2,209
関連会社に対する投資および貸付金※	408,034	412,360	4,326
その他	908,134	918,737	10,603
計	2,291,803	2,296,171	4,368
<b>資産合計</b>	<b>40,343,947</b>	<b>42,828,467</b>	<b>2,484,520</b>

※担保差入有価証券を含む

		(単位：百万円)		
		前期 (2018. 3. 31)	2019年3月期 第1四半期 (2018. 6. 30)	前期比増減
<b>負債および資本</b>				
短期借入		743,497	1,029,404	285,907
支払債務および受入預金：				
顧客に対する支払債務		1,176,773	1,266,237	89,464
顧客以外に対する支払債務		1,239,540	1,724,750	485,210
受入銀行預金		1,151,342	1,147,823	△3,519
計		3,567,655	4,138,810	571,155
担保付調達：				
買戻条件付売却有価証券		14,759,010	16,624,743	1,865,733
貸付有価証券担保金		1,524,363	1,415,907	△108,456
その他の担保付借入		413,621	419,162	5,541
計		16,696,994	18,459,812	1,762,818
トレーディング負債		8,202,936	8,246,226	43,290
その他の負債		950,534	779,688	△170,846
長期借入		7,382,507	7,329,328	△53,179
負債合計		37,544,123	39,983,268	2,439,145
<b>資本</b>				
当社株主資本：				
資本金				
授權株式数	—	6,000,000,000株		
発行済株式数	—	2018年3月31日現在	3,643,562,601株	
		2018年6月30日現在	3,643,562,601株	
発行済株式数				
(自己株式控除後)	—	2018年3月31日現在	3,392,937,486株	
		2018年6月30日現在	3,399,304,818株	
			594,493	594,493
資本剰余金		675,280	676,312	1,032
利益剰余金		1,696,890	1,703,081	6,191
累積的其他の包括利益		△59,356	△22,547	36,809
計		2,907,307	2,951,339	44,032
自己株式(取得価額)				
自己株式数	—	2018年3月31日現在	250,625,115株	
		2018年6月30日現在	244,257,783株	
			△157,987	△154,114
当社株主資本合計		2,749,320	2,797,225	47,905
非支配持分		50,504	47,974	△2,530
資本合計		2,799,824	2,845,199	45,375
負債および資本合計		40,343,947	42,828,467	2,484,520

## (2) 四半期連結損益計算書

	(単位：百万円)		(%)
	2018年3月期 第1四半期 (2017. 4. 1～ 2017. 6. 30)	2019年3月期 第1四半期 (2018. 4. 1～ 2018. 6. 30)	対前年同期 比較増減率
収益：			
委託・投信募集手数料	90,968	79,456	△12.7
投資銀行業務手数料	22,707	23,959	5.5
アセットマネジメント業務手数料	58,343	62,981	7.9
トレーディング損益	120,467	71,887	△40.3
プライベート・エクイティ投資関連損益	359	553	54.0
金融収益	134,392	169,590	26.2
投資持分証券関連損益	62	2,092	—
その他	40,628	20,467	△49.6
収益合計	467,926	430,985	△7.9
金融費用	107,103	158,988	48.4
収益合計(金融費用控除後)	360,823	271,997	△24.6
金融費用以外の費用：			
人件費	136,249	127,700	△6.3
支払手数料	23,775	20,935	△11.9
情報・通信関連費用	44,569	40,961	△8.1
不動産関係費	17,056	16,376	△4.0
事業促進費用	8,409	8,896	5.8
その他	53,322	43,486	△18.4
金融費用以外の費用計	283,380	258,354	△8.8
税引前当期純利益	77,443	13,643	△82.4
法人所得税等	19,405	6,930	△64.3
当期純利益	58,038	6,713	△88.4
差引：非支配持分に帰属する当期純利益	1,182	1,490	26.1
当社株主に帰属する当期純利益	56,856	5,223	△90.8
普通株式1株当たり：			
	(単位：円)		(%)
基本—			
当社株主に帰属する当期純利益	16.07	1.54	△90.4
希薄化後—			
当社株主に帰属する当期純利益	15.77	1.50	△90.5



## (3) 四半期連結包括利益計算書

	(単位：百万円)		(%)
	2018年3月期 第1四半期 (2017. 4. 1～ 2017. 6. 30)	2019年3月期 第1四半期 (2018. 4. 1～ 2018. 6. 30)	対前年同期 比較増減率
当期純利益	58,038	6,713	△88.4
その他の包括利益：			
為替換算調整額：			
為替換算調整額	3,086	32,356	948.5
繰延税額	△321	252	—
計	2,765	32,608	—
確定給付年金制度：			
年金債務調整額	△1,709	1,046	—
繰延税額	103	△326	—
計	△1,606	720	—
トレーディング目的以外の有価証券：			
トレーディング目的以外の有価証券の未実現損益	2,165	—	△100.0
繰延税額	△474	—	—
計	1,691	—	△100.0
自己クレジット調整額：			
自己クレジット調整額	△6,077	5,252	—
繰延税額	1,211	△1,022	—
計	△4,866	4,230	—
その他の包括利益合計	△2,016	37,558	—
包括利益	56,022	44,271	△21.0
差引：非支配持分に帰属する包括利益	1,730	2,239	29.4
当社株主に帰属する包括利益	54,292	42,032	△22.6

&lt;訂正後&gt;

## 1 事業等のリスク

発行会社が平成30年8月14日に関東財務局長に提出した有価証券報告書に記載の「事業等のリスク」については、当該有価証券報告書の提出日以後、本訂正届出書提出日（平成30年8月15日）までの間において生じた変更およびその他の事由はない。

また、当該有価証券報告書中には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本訂正届出書提出日（平成30年8月15日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

## 2 有価証券報告書等の提出日以後に生じた重要な事実

該当事項なし。

## 第四部【組込情報】

&lt;訂正前&gt;

次に掲げる書類の写しを添付する。

## (1) 有価証券報告書

事業年度（平成29年3月期） 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日  
平成29年8月14日 関東財務局長に提出

## (2) 半期報告書

平成29年9月中間期 自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日

平成29年12月21日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本書の添付書類としている。

<訂正後>

次に掲げる書類の写しを添付する。

(1) 有価証券報告書

事業年度(平成30年3月期) 自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日

平成30年8月14日 関東財務局長に提出

(2) 半期報告書

該当事項なし。

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本書の添付書類としている。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

### 第2【保証会社以外の会社の情報】

#### 2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

本外国指標連動証券に係る保証会社である野村ホールディングス株式会社は、継続開示会社である。

(1)【当該会社が提出した書類】

<訂正前>

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度(第114期)(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

平成30年6月25日 関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項なし。

【臨時報告書】

の有価証券報告書提出後、本訂正届出書提出日(平成30年6月26日)までに、平成30年6月26日 関東財務局長に提出(提出理由:金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号)

【訂正報告書】

該当事項なし。

<訂正後>

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度(第114期)(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

平成30年6月25日 関東財務局長に提出

**【四半期報告書又は半期報告書】**

事業年度(第115期第1四半期)(自平成30年4月1日至平成30年6月30日)

平成30年8月14日 関東財務局長に提出

**【臨時報告書】**

の有価証券報告書提出後、本訂正届出書提出日(平成30年8月15日)までに、平成30年6月26日 関東財務局長に提出(提出理由:金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号)

**【訂正報告書】**

該当事項なし。

## 独立監査人の監査報告書

ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・バイの株主御中

2017/2018期のアニュアル・レポートに記載されている財務書類の監査に関する報告

### 監査意見

我々は、アムステルダムに拠点を置くノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・バイの2017/2018期の財務書類監査を行った。

我々の意見では、添付財務書類が、欧州連合の採用する国際財務報告基準（以下、「EU-IFRS」）およびオランダ民法典第2編第9章に準拠して、2018年3月31日に終了する事業年度のノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・バイの財政状態および同日に終了した事業年度の経営成績ならびにキャッシュ・フローについて真実かつ公正な概観を提供しているものと認める。

財務書類には以下のものが含まれる：

- 2018年3月31日に終了する事業年度の財政状態計算書
- 当事業年度の次の書類：包括利益計算書、持分変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書；
- 重要な会計方針の要約およびその他の情報から成る財務書類に関する注記

### 監査意見の基礎

我々は、オランダの監査基準を含むオランダ法に準拠して監査を実施した。我々の負う責任については、本報告書の「財務書類監査に対する監査人の責任」セクションにおいてより詳細に記載されている。

我々は、オランダにおける監査法人監督法（Audit Firm Supervision Act）、監査人独立性規制（ViO、職業監査人の倫理規定、独立性の規則）およびその他の関連する独立性の規制に準拠して、ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・バイに対して独立性を保持している。さらに、我々は職業監査人の行為規制（VGBA、オランダにおける倫理規定）に準拠している。

我々は、意見の基礎を提供するための十分かつ適切な監査証拠を得たと判断している。

## 重要性

重要性	8,980百万円 (2017年3月31日に終了する事業年度: 8,219百万円)
適用した指標	「社債およびその他の借入金」および「純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債」の0.5%。
説明	「社債およびその他の借入金」および「純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債」の合計額が財務書類利用者にとって最も重要な指標であると判断したため、これらの勘定科目を適用した。

我々はまた、定性的な理由から財務書類利用者にとって重要であると認められる虚偽表示および/または発生しうる虚偽表示を考慮に入れている。

我々は、監査において識別された449百万円超の虚偽表示および定性的な理由から報告すべきと認められるより少額の虚偽表示を報告することについて、執行取締役と合意している。

## 監査上の主要な事項

監査上の主要な事項とは、財務書類監査において我々の職業的専門家としての判断にとって最も重要な事項のことである。我々は執行取締役に監査上の主要な事項を伝達している。監査上の主要な事項は、議論されたすべての事項を包括的に考慮したものではない。

これらの事項は、全体としての我々の財務書類監査においてまたはそれに基づいて意見形成をする場面で利用されるものであり、これらの事項について我々が個々に意見を表明するものではない。

リスク	我々の監査アプローチ	重要な見解
デリバティブ金融商品の評価 –		
我々は、財務書類の注記13において開示されているデリバティブ金融商品の公正価値を監査上の主要な事項として認識している。その判断においては、貸借対照表全体および重要性に対する関連する勘定残高の大きさ、およびデリバティブに固有の見積りの本質的な複雑性に起因する、関係する勘定の評価を誤るリスクも考慮に入れている。ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイのポートフォリオは非上場デリバティブから構成されており、それらの価値は様々な価格評価モデルに基づいて算定される。財務書類の注記23において開示されているように、これらの非上場デリバティブは市場で観察可能なインプット (レベル2) と市場で観察不能なインプット (レベル3) 両方のインプットを使用して評価されている。	我々は、実施した監査手続きに基づき、デリバティブ金融商品の評価は適切であると認識している。デリバティブ金融商品に関する開示はEU-IFRSおよびオランダ民法典第2編第9章に定められている要件を満たしている。	

リスク	我々の監査アプローチ	重要な見解
<p>純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債の評価</p> <p>我々は、財務書類の注記19において開示されている純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債の公正価値を監査上の主要な事項として認識している。その判断は、貸借対照表全体に占める関連する勘定残高の大きさおよび重要性に基づいている。ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイのポートフォリオは金融負債から構成されており、それらの価値は様々な価格評価モデルに基づいて算定される。財務書類の注記23において開示されているように、これらの金融負債は市場で観察可能なインプット(レベル2)と市場で観察不能なインプット(レベル3)両方のインプットを使用して評価されている。</p>	<p>我々は、ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイで実施されている関連する統制をテストすることで、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債の価格評価を検証した。さらに、我々は価格評価に使用されたインプットと独立に取得した市場レートとの比較を含む価格評価の実証テストを行い、公正価値の独立したテストと組み合わせで価格評価モデルを検証した。さらに我々は、関連する開示の正確性と網羅性をテストした。</p>	<p>我々は、実施した監査手続きに基づき、純損益を通じて公正価値で測定される金融負債の評価は適切であると認識している。純損益を通じて公正価値で測定される金融負債に関する開示はEU-IFRSおよびオランダ民法典第2編第9章に定められている要件を満たしている。</p>
<p>関係会社への貸付金および前払金の評価</p> <p>我々は、財務書類の注記22および26において開示されている関係会社への貸付金および前払金を監査上の主要な事項として認識している。その判断は、ローン・ポートフォリオの大きさと減損が損益計算書に重要な影響を及ぼす可能性に基づいている。経営者は、金融資産における減損の発生についての客観的な証拠があるかどうかについて評価している。上記の評価に基づき、経営者は、減損の必要はないと判断している。</p>	<p>我々は、減損の客観的な証拠があるかどうかについての経営者の評価を批判的に検討した。我々は、一年間を通じて、またこの報告書の発行日までの期間において、関連会社はノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイに対する債務を履行する能力を有するものと判断した。ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイの最終親会社である野村ホールディングス株式会社は、必要なレベルの財務的な援助をその子会社に対して行う意図がある。我々は野村ホールディングス株式会社が継続企業としての能力を有すると評価した。</p>	<p>我々は、実施した監査手続きに基づき、関係会社への貸付金および前払金についての評価は適切であると認識している。</p>

## アニュアルレポートに含まれるその他の情報に関する報告

財務書類および我々の監査報告書に加えて、アニュアルレポートは、以下から構成されるその他の情報を含んでいる。

- ・執行取締役の報告書
- ・オランダ民法典第2編第9章に準拠したその他の情報

実施した以下の手続に基づいて、我々はその他の情報が以下であると結論付けた。

- ・その他の情報が財務書類と整合しており、重要な虚偽記載が含まれていない。
- ・その他の情報が、オランダ民法典第2編第9章で要求される情報を含んでいる。

我々はその他の情報を通読した。我々の財務書類監査などを通じて獲得した知識および理解に基づいて、我々はその他の情報が重要な虚偽記載を含んでいるか否か検討した。これらの手続を実施することによって、我々はオランダ民法典第2編第9章およびオランダ監査基準720の要求を順守することとなる。実施された手続の範囲は、我々の財務書類監査において実施された手続の範囲より狭い。

経営者は、オランダ民法典第2編第9章に従った執行取締役の報告書およびオランダ民法典第2編第9章に準拠したその他の情報を含む、その他の情報の作成に責任を負っている。

## その他の法律上・規制上の要件に関する報告

### 契約について

我々は会社の業務執行取締役によってノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・バイの2017/2018期の財務書類監査の監査人に任命されており、10年以上にわたり法定監査人を務めている。ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・バイの財務書類監査を行う業務執行社員の直近の交代は2012/2013期の財務書類監査の際に行われた。業務執行社員の交代は、我々監査人の独立性を保持するためのセーフガードの一つである。

### 財務書類に対する責任の記述

#### 財務書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、EU-IFRSおよびオランダ民法典第2編第9章に準拠した財務書類の作成および公正な表示をすることにある。さらに、経営者は、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類の作成に必要と判断した内部統制にも責任を負っている。

財務書類作成の一環として、経営者は会社が継続企業として事業を継続する能力を評価することについて責任を負う。上述の財務報告の枠組みによると、経営者は、会社を清算するかまたは営業を終了するか、あるいはそうするしか現実的な選択肢がないという場合以外には、継続企業の前提に基づく会計を用いて財務書類を作成しなければならない。経営者は財務書類において、会社の継続企業の前提に重要な疑義をもたらす事象または状況を開示しなければならない。

#### 財務書類監査に対する監査人の責任

我々の目的は、意見表明のための十分かつ適切な監査証拠を得ることができるように監査を計画し、実施することである。

我々の監査は、絶対的ではないが高い保証水準で実施される。絶対的ではないが高い保証水準とは、我々がすべての重要な不正および誤謬を発見できない可能性があることを意味する。

虚偽表示は不正または誤謬から生じる。虚偽表示は個別にまたは組み合わせさせた結果、財務書類利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすと合理的に認められる場合は、重要であると判断される。重要性は、我々の監査手続の種類、時期ならびに範囲、および識別された虚偽表示が我々の意見に与える影響の評価に関係する。

我々は、オランダの監査基準、倫理規定および独立性規制に準拠して、監査の全期間を通じて職業的専門家としての判断を行使し、また職業的専門化としての懐疑心を保持した。我々の監査は以下のことを含んでいる。：

- ・不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価すること。これらのリスクに対応する監査手続を立案し、実施すること。意見表明の基礎を提供するための十分かつ適切な監査証拠を得ること。不正に起因する重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬に起因する重要な虚偽表示を発見できないリスク

より高い。なぜなら、不正は共謀、偽造、意図的な不作為、虚偽の説明、または内部統制の逸脱を伴う場合が多いからである。

- 与えられた状況において適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制の理解を得ること。内部統制の理解は、会社の内部統制の有効性について意見を表明するためのものではない。
- 経営者による会計方針の適切性、会計上の見積りの合理性、および関連する開示を評価すること。
- 経営者による継続企業的前提に基づく会計の使用の適切性について結論を下すこと、および入手した監査証拠に基づいて、継続企業として事業を継続する能力に重要な疑義をもたらすような事象または状況に関連する重要な不確実性が存在するかどうかについて結論を下すこと。重要な不確実性が存在すると結論付ける場合、我々は監査報告書において、財務書類の関連する注記について注意を喚起しなければならない。それらの注記が適切でない場合、我々は監査意見を変更しなければならない。我々の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況によっては、会社が継続企業として継続しなくなる可能性は否定できない。
- 開示を含む、財務書類の全体的な表示、構成および内容について評価すること。
- 会計情報の元となる取引および事象が財務書類において公正な開示を達成できるように表示されているかを評価すること。

我々は、計画された監査の範囲ならびに時期、および監査期間において識別された内部統制上の発見を含む重要な監査上の発見を、執行取締役に伝達している。

我々は、独立性に関する倫理的な要件を充足している旨、執行取締役に報告している。我々は、独立性に影響を及ぼすと合理的に判断されるすべての関係性およびその他の事項について、また適用可能な場合には関連するセーフガードについて、執行取締役に伝達している。

我々は、執行取締役と協議した事項から、当期の財務書類監査においてもっとも重要な事項、すなわち監査上の主要な事項を決定している。我々は、法律または規制が公衆への開示を妨げる場合、または非常に稀な状況においてその事項を開示しないことが公衆の利益にかなう場合以外には、それらの事項を監査報告書に記載している。

アムステルダム、2018年7月13日

アーンスト・アンド・ヤング・アカウンタンツLLP

P.J.A.J. ナイセン(署名)

[次へ](#)



## Independent auditor's report

To: the shareholder of Nomura Europe Finance N.V.

Report on the audit of the financial statements 2017/2018 included in the annual report

### Our opinion

We have audited the financial statements 2017/2018 of Nomura Europe Finance N.V., based in Amsterdam.

In our opinion the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of Nomura Europe Finance N.V. for the year ended 31 March 2018, and of its result and its cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards as adopted by the European Union (EU-IFRS) and with Part 9 of Book 2 of the Dutch Civil Code.

The financial statements comprise:

- The statement of financial position for the year ended 31 March 2018
- The following statements for the year then ended: the statements of comprehensive income, changes in equity and cash flows
- The notes comprising a summary of the significant accounting policies and other explanatory information

### Basis for our opinion

We conducted our audit in accordance with Dutch law, including the Dutch Standards on Auditing. Our responsibilities under those standards are further described in the “Our responsibilities for the audit of the financial statements” section of our report.

We are independent of Nomura Europe Finance N.V. in accordance with the Wet toezicht accountantsorganisaties (Wta, Audit firms supervision act), the Verordening inzake de onafhankelijkheid van accountants bij assurance-opdrachten (ViO, Code of Ethics for Professional Accountants, a regulation with respect to independence) and other relevant independence regulations in the Netherlands. Furthermore we have complied with the Verordening gedrags- en beroepsregels accountants (VGBA, Dutch Code of Ethics).

We believe the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

## Materiality

Materiality	JPY 8,980 million (31 March 2017: JPY 8,219 million)
Benchmark applied	0.5% of 'debt issued and other borrowings' and 'financial liabilities designated at fair value through profit or loss'
Explanation	We have applied 'debt issued and other borrowing' and 'financial liabilities designated at fair value through profit or loss' as benchmark as we believe the total balance of these accounts is the most important metric for the users of the financial statements.

We have also taken misstatements into account and/or possible misstatements that in our opinion are material for the users of the financial statements for qualitative reasons.

We agreed with the managing directors that misstatements in excess of JPY 449 million, which are identified during the audit, would be reported to them, as well as smaller misstatements that in our view must be reported on qualitative grounds.

### Our key audit matters

Key audit matters are those matters that, in our professional judgment, were of most significance in our audit of the financial statements. We have communicated the key audit matters to the managing directors. The key audit matters are not a comprehensive reflection of all matters discussed.

These matters were addressed in the context of our audit of the financial statements as a whole and in forming our opinion thereon, and we do not provide a separate opinion on these matters.

Risk	Our audit approach	Key observations
<b>Valuation of derivative financial instruments</b>		
<p>We consider the fair value of derivative financial instruments as disclosed in note 13 to the financial statements as a key audit matter, due to the relative size of the accounts as compared to the total balance sheet and materiality, and given the inherent complexity of the estimates with a resulting risk for incorrect valuation of the related accounts.</p> <p>The portfolio of Nomura Europe Finance N.V. comprises of non-listed derivatives where the values are based on valuation techniques using both market observable (level 2 positions) and non-market observable inputs (level 3 positions), as disclosed in note 23 of the financial statements.</p>	<p>We have verified the valuation of derivatives by testing controls in place, including those within the model validation process and the independent price verification process. Furthermore, we tested the most significant valuation inputs to the valuations by comparison of these inputs to independently sourced market rates and performed independent testing on fair values of positions held.</p> <p>Additionally, we tested relevant disclosures for accuracy and completeness.</p>	<p>Based on our procedures, we consider the valuation of derivative financial instruments to be appropriate.</p> <p>The disclosures on derivative financial instruments meet the requirements of EU-IFRS and Part 9 of Book 2 of the Dutch Civil Code.</p>

Risk	Our audit approach	Key observations
<b>Valuation of financial liabilities designated at fair value through profit or loss</b>		
<p>We consider the fair value of financial liabilities designated at fair value through profit or loss as disclosed in note 19 to the financial statements as a key audit matter due to the relative size of the account as compared to the total balance sheet and materiality.</p> <p>The portfolio of Nomura Europe Finance N.V. comprises of financial liabilities where the values are based on valuation techniques using both market observable (level 2 positions) and non-market observable inputs (level 3 positions), as disclosed in note 23 of the financial statements.</p>	<p>We have verified the valuation of financial liabilities designated at fair value through profit and loss by testing the related controls in place at Nomura Europe Finance N.V.. Furthermore we performed substantive testing of the valuation, including comparison of valuation inputs to independently sourced market rates and assessing valuation models combined with independent testing of fair values. Additionally, we tested relevant disclosures for accuracy and completeness.</p>	<p>Based on our procedures, we consider the valuation of financial liabilities designated at fair value through profit or loss to be appropriate.</p> <p>The disclosures on financial liabilities designated at fair value through profit or loss meet the requirements of EU-IFRS and Part 9 of Book 2 of the Dutch Civil Code.</p>
<b>Valuation of loans and advances to affiliates</b>		
<p>We consider the valuation of the loans and advances to affiliates as disclosed in note 22 and 26 to the financial statements as a key audit matter due to the size of the loan portfolio and given that an impairment may have a material effect on the income statement.</p> <p>Management assesses whether there is any objective evidence that a financial asset is impaired.</p> <p>Based on this assessment, management has concluded no impairment loss should be recognized.</p>	<p>We challenged management's assessment as to whether there is any objective evidence for impairment. We determined that the related parties were able to meet their financial obligations towards Nomura Europe Finance N.V. throughout the year and through to the date of this report. The ultimate parent of Nomura Europe Finance N.V., Nomura Holdings Inc., has an intention to provide the necessary level of financial support to its subsidiaries; we assessed the ability of Nomura Holdings Inc. to continue as a going concern.</p>	<p>Based on our procedures, we consider the valuation of loans and advances to affiliates to be appropriate.</p>

### Report on other information included in the annual report

In addition to the financial statements and our auditor's report thereon, the annual report contains other information that consists of:

- The managing directors' report
- Other information pursuant to Part 9 of Book 2 of the Dutch Civil Code

Based on the following procedures performed, we conclude that the other information:

- Is consistent with the financial statements and does not contain material misstatements
- Contains the information as required by Part 9 of Book 2 of the Dutch Civil Code

We have read the other information. Based on our knowledge and understanding obtained through our audit of the financial statements or otherwise, we have considered whether the other information contains material misstatements. By performing these procedures, we comply with the requirements of Part 9 of Book 2 of the Dutch Civil Code and the Dutch Standard 720. The scope of the procedures performed is less than the scope of those performed in our audit of the financial statements.

Management is responsible for the preparation of the other information, including the managing directors' report in accordance with Part 9 of Book 2 of the Dutch Civil Code and other information pursuant to Part 9 of Book 2 of the Dutch Civil Code.

## Report on other legal and regulatory requirements

### Engagement

We were engaged by the managing directors as auditor of Nomura Europe Finance N.V. for the audit of the financial statements 2017/2018 and have operated as statutory auditor for more than 10 years. The most recent rotation of the signing external auditor was for the audit of the financial statements 2012/2013. Rotation of the signing external auditor is one of our safeguards to maintain our auditor independence.

### Description of responsibilities for the financial statements

#### Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with EU-IFRS and Part 9 of Book 2 of the Dutch Civil Code. Furthermore, management is responsible for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of the financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

As part of the preparation of the financial statements, management is responsible for assessing the company's ability to continue as a going concern. Based on the financial reporting frameworks mentioned, management should prepare the financial statements using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so. Management should disclose events and circumstances that may cast significant doubt on the company's ability to continue as a going concern in the financial statements.

#### Our responsibilities for the audit of the financial statements

Our objective is to plan and perform the audit assignment in a manner that allows us to obtain sufficient and appropriate audit evidence for our opinion.

Our audit has been performed with a high, but not absolute, level of assurance, which means we may not have detected all material errors and fraud.

Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements. The materiality affects the nature, timing and extent of our audit procedures and the evaluation of the effect of identified misstatements on our opinion.

We have exercised professional judgment and have maintained professional skepticism throughout the audit, in accordance with Dutch Standards on Auditing, ethical requirements and independence requirements. Our audit included e.g.,:

- Identifying and assessing the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, designing and performing audit procedures responsive to those risks, and obtaining audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control
- Obtaining an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the company's internal control
- Evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management
- Concluding on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting, and based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause a company to cease to continue as a going concern
- Evaluating the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures

- Evaluating whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation

We communicate with the managing directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant findings in internal control that we identify during our audit.

We provide the managing directors with a statement that we have complied with relevant ethical requirements regarding independence, and to communicate with them all relationships and other matters that may reasonably be thought to bear on our independence, and where applicable, related safeguards.

From the matters communicated with the managing directors, we determine those matters that were of most significance in the audit of the financial statements of the current period and are therefore the key audit matters. We describe these matters in our auditor's report unless law or regulation precludes public disclosure about the matter or when, in extremely rare circumstances, not communicating the matter is in the public interest.

Amsterdam, 13 July 2018

Ernst & Young Accountants LLP

P.J.A.J. Nijssen